

序を承け、祖宗の廟に奉じ、萬姓を子とせざるべからず。當に廢すべし。請ふ有司一太牢の具を以て高廟に告祠せむと詔して、曰く可なりと。光、王をして起つて拜し、詔を受けしめ、その璽組を脱し、太后に奉上し、王を扶けて殿を下り、金馬門より出で、乘輿の副車に就く。光送つて邸に至り、謝して曰く、王の行、自ら天に絶つ、臣むしる王に負くも、敢て社稷に負かず。願くは王自愛せよと。涕泣して去る。群臣奏し、請ひ、王を房陵に徙さむとす。太后詔して、賀の昌邑を歸さしめ、別に湯沐の邑を賜ひ、國除いて山陽郡となる。

宣帝の幼時

はじめ、衛太子、史良娣を容れ、子進を生み、史皇孫と號す。皇孫、王夫人を容れ、子病已を生み、皇曾孫と號す。生れて數月、巫蠱の事に遭ひ、太子男女妻妾皆害を受く。獨とり、皇曾孫あり、亦た坐して、郡邸獄に收繫す。故の廷尉監丙吉、詔を受け、獄を決す。心に太子の事實なきを知り、重ねて皇曾孫の無辜を哀み、謹厚の女徒胡組、趙徵卿をして乳養せしめ、吉日に再び省視す。望氣者言ふ、長安獄中、天子の氣ありと。武帝使者をして、中都官獄繫者を分條せしめ、輕重となく、皆之を殺し、夜、郡邸の獄に至る。

宣帝の即位

吉門を開ぢ、内れずして曰く、他人幸なくして死するもの、猶ほ不可なり。況んや、親曾孫をやと、使者入るを得ず、還つて以聞す。武帝亦た寤て曰く、天之を使しむるなりと。因つて天下に赦す。吉、史良娣の母貞君及び兄祭ありと聞き、乃ち皇曾孫を載せて、之を附す。後、掖庭に詔あり、養視せしめ、屬籍宗正に上ぼす。時に掖庭の令張賀、かつて衛太子に事へ、舊恩を思願し、曾孫を哀み、奉養甚だ謹み、女孫を以て之に妻はさむと欲す。賀の弟安世、右將軍たり、怒つて曰く、曾孫は乃ち衛太子の後なり、復た女を予ふる事を言ふ勿れと。時に暴室の畜夫許廣漢、女あり、賀家財を以て之を聘す。曾孫因つて廣漢兄弟及び史氏に依倚し、詩を東海の濮中翁に受く、高材學を好む。然れども、亦た游俠を喜び、鶏を闘はし、馬を走らし、諸陵を上下し、三輔を周偏し、是を以て、具さに閭里の姦邪、吏治の得失を知る。こゝに至り、吉、光に奏記して曰く、今社稷宗廟群生の命、將軍の一舉に在り、竊かに伏して之を衆庶に聽くに、その言ふところの諸侯宗室、列位に在るもの、未だ聞くと、ころあらざるなり。而して、武帝の曾孫、名は病已、掖庭外家に在るもの、十八年、經術に通じて、美材あり、行安くして節和、願くは將軍大義を詳かにし、參するに蕃龜を以てし、先つ入つて侍せしめ、天

下をして、昭然之を知らしめ、然る後、大策を決定すれば、天下幸甚しからむと、七月、光、丞相以下を會し、立つるところを議定し、遂に上奏して曰く、孝武皇帝の曾孫病己、年十八、師、詩、論語、孝經を授け、躬節儉を行ひ、慈仁人を愛す、以て孝昭皇帝の後を嗣ぎ、祖宗を承け、萬姓を子とすべしと、皇太后詔して曰く、可なりと、因つて之を宗正府に迎へしめ、明日未央宮に入り、太后に見え、陽武侯に封ぜらる、群臣奏して璽綬を上り、皇帝の位に即き、高廟に謁せしむ、時に侍御史嚴延年、劾奏す、大將軍光廢立を擅にし、人臣の禮なく、不道なりと、奏、寢むと雖も、朝廷肅然として、之を敬憚す、病己立ち、名を詢と改む、是を中宗、孝宣皇帝と爲す、

本始元年、大將軍霍光、政を歸さむを請ふ、帝謙讓して受けず、諸事先づ光に關白し、然る後に、奏御す、光、昭帝より以來、子禹及び兄の孫雲山、諸婿外孫、黨親連體、朝廷に根據し、是に及びて、權日に益す重し、朝する毎に、帝己を虚うし、容を斂め、之に禮下する、已に甚し、

霍顯の陰謀

その三年、霍光の夫人顯、その小女成君を貴うせむと欲す、會ま許皇后、娠むに當

つて病む、顯、女醫淳于衍をして、毒藥を投じて、之を去らしむ、衍、即ち附子を搗き、靡らして長定宮に入る、后、免身の後、衍、附子を取り、太醫の大丸に合せ、以て皇后に飲ましむ、頃くして曰く、我が頭岑岑たり、藥中毒あるなきを得むや、對へて曰く、有るなしと、遂に煩懣を加ふ、その崩後、人上書して、諸醫病に侍して、無狀なりしを告ぐるものあり、皆收めて獄に繋ぐ、顯恐れて、具に光に語つて曰く、すでに計を失して之を爲す、吏をして衍に急ならしむる勿れと、光大に驚き、自ら發舉せむと欲せしも、忍びずして猶豫す、顯、因つて光に勸め、其女を進めて、宮に入る、霍氏の敗實に此に本づく、光の女成君、すでに皇后となるはじめ、許后は、微賤より起り、至尊に登つて日淺く、位官車服、甚だ節儉なり、霍后立つに及び、輦輦侍從、益す盛に、官屬に賞賜する、千を以て計り、大に許后の時に懸絶せり、

地節二年、霍光病む、車駕自ら、臨んで光の病を問ひ、之が爲に涕泣す、光上書して恩を謝し、國邑を分つて、兄の孫山を封じ、列侯と爲さむと請ふ、即日、光の子禹を拜して、右將軍となす、光卒す、葬具を賜ふ、乘輿の制度の如く、園邑三百家を置く、帝又光の徳に報るむと欲し、光の兄の孫山を封じて、樂平侯となす、魏相といふものあ

霍光の薨去

り、許廣漢に因つて、上書し、霍氏の驕奢放縱、宜しく其權を損奪し、陰謀を破散し、以て萬世の固を堅くし、功臣の世を全ふすべきを言ふ。帝之を善とす。

地節三年、故の許皇后の子夷を立て、皇太子となす。霍顯之を聞いて怒り、食はずして曰く、これ乃ち民間の子、安んぞ立つを得む。もし、后子あらば、反つて王となすか。と、復た后に教へ、太子を毒せしめむとし、數ば召して食を賜ふ。保阿先づ之を嘗む。后、毒を挾むるも、行ふを得ず。さきに、光すでに薨じ、顯の寡居するや、監奴馮子都と亂し、禹山亦た並に第宅を繕治し、馬を走らして驅逐し、雲は病と稱し、却つて私に出で、多く賓客を従へて游獵し、其暴に困しむものあり。而して、許后毒殺の事、語や、泄る。帝はじめて、之を聞いて、未だ虚實を察せず。乃ち光の諸婿を徙して他官となし、その印綬を收め、更に張安世を以て衛將軍となし、兩宮衛尉、城門北軍、屬す。次いで、霍禹を大司馬となし、その屯兵官屬を罷め、諸領胡越の騎、羽林及び兩宮衛將屯兵、悉く易ゆるに、親任するところ、許史の子弟を以てす。これより先、魏相は丞相となり、丙吉は御史太夫となり、樞要の職、皆帝自ら選任するところ、霍氏の權漸く微なり。

霍氏の驕恣

霍氏の敗

こゝに於て、霍氏の族、顯及び禹、山、雲、自ら日に侵削せらるゝを見、數ば相對し、啼泣して自ら怨む。山曰く、今丞相事を用ひ、縣官之を信じ、盡く大將軍の時の法令を變易し、大將軍の過失を發揚す。又諸儒生、嬖人の子、多く遠客飢寒、妄説狂言を喜び、忌諱を避けず、大將軍常に之を讐とせり。今陛下好んで諸儒生と語り、人人自ら封事を書し、我家の事を言ふもの多し。又民間、霍氏許后を毒殺すと讒言するを聞く。むしろ、是あらむや。と、顯恐れ、實を以て告ぐ。禹、山、雲、驚いて曰く、縣官諸婿を斥逐する。是を以ての故なり。これ大事、誅罰少からず、奈何せむ。と、こゝに於て、始めて邪謀あり。會々雲の舅李竟、諸侯王と交通するに坐し、辭語霍氏に及ぶ。詔あり、雲、山、宿衛すべからず、免じて第に就かしむ。禹、山、等、相謀り、太后をして、博平君の爲に置酒し、丞相以下を召し、范明友、鄧廣漢をして、太后の制を承け、引いて之を斬らしめ、因つて帝を廢して、禹を立てむとす。すでにして事覺はれ、地節四年七月、雲、山、明友、自殺し、禹は要斬せられ、顯及び諸女、昆弟、皆棄市せられ、霍氏と相連坐して誅滅せらるるもの數十家。皇后霍氏廢せられて、昭臺宮に居り、告者を封じて、皆列侯となす。帝はじめ立ち、太廟に謁見するや、大將軍光、驂乘し、芒刺背に在るが如し。張安世、光に

代つて驂乗するるとき、帝從容として肆體甚だ安近なり。故に俗、霍氏の禍、驂乗に萌すと傳ふ。後十二年、霍后雲林館に遷され、遂に自殺す。霍氏の滅ぶる、光の死後三年を出でず。

第二十五章 宣帝の中興

宣帝の治

霍光の死後、宣帝始めて政を親らす。帝、閭閻より起り、民事の艱難を知る、故を以て、勵精治を爲し、樞機周密、品式備具し、信賞必罰、名實を綜核し、吏その職に稱ひ、民その業に安んず、その刺史、守相を拜するや、輒ち親ら見問す。常に曰く、民のその田里に安んじ、歎息愁恨の聲なき所以のものは、政平にして、訟理まればなり。我と之と共にするものは、其れ惟だ良二十石かと、以爲へらく。太守は吏民の本、數ば變易すれば、民安からずと、故に二千石、治理の効あれば、璽書を以て勉勵し、秩を増し、金を賜ひ、公卿缺くるとき、諸の表するところを選んて、之を用ふ。漢世の良吏、この時を以て、最も盛となす。政事文學法理の士より、技巧工匠の徒に至るまで、咸な其能を精うす。中興の稱、決して虚譽に非ず。

魏相丙吉

魏相丞相となり、地節三年より神爵三年に至る。相、易に明にして、經に師法あり、數ば表して、易の陰陽及び明堂月令を採つて、之を上る。又好んで漢の故事及び便宜を觀て、帝に奏し、數ば漢興つて以來、國家の行事及び賢臣賈誼、董仲舒等、言ふところを條し、奏し請うて、之を施行す。相の卒するや、丙吉これに代る。吉、人と爲り、深厚にして、善に伐らず、帝が幼時遭遇せしに係らず、口を絶つて、前恩を道はず。その相となるや、寛大を尙ひ、禮讓を好み、族吏罪あれば、輒ち長休を與へ、過を掩ひ、善を揚げむを務めしめ、終に案ずるところなし。曰く、公府を以て案吏の名ある、吾竊かに陋とすと、かつて出で、群闘死傷に逢へども、問はず。牛の喘ぐに逢ひ、牛を逐うて行くこと幾里なるを問はしむ。或は吉が問を失へるを譏る。吉曰く、民の闘ふは、京兆の禁ずべきところなり。宰相は、細事を親らせず、問ふべきところに非ざればなり。春に方つて、未だ熱すべからず、恐らくは、牛暑きが故に喘ぐならむ、これ時氣節を失ふなり。三公は陰陽を調ふ、職として、當に憂ふべしと。人、以て大體を知るとなす。

丙吉卒して、黃霸相となる。霸、かつて潁川の太守となり、吏民神明にして欺くべ

黃霸

からざるを稱す。教化を力め、誅罰を後にす。長史許丞、老いて聾を病む。霸曰く、許丞は廉吏なり、老ひたりと雖も、尙ほ能く拜起す、重ねて聽く、何ぞ傷まむ。數ば、長史を易ふれば、故を送り、新を迎ふるの費を要し、且つ姦吏因縁し、簿書を絶ち、財物を竊み、公私費耗、甚だ多からむ。易ふるところの新吏、又未だ必ずしも賢ならず。或は其故に如かず、徒に相益して、亂を爲す。凡そ治道は、その甚しきものを去るのみと、霸外寛にして内明かなるを以て、吏民の心を得、治天下第一と爲す。こゝに至つて、吉に代る。霸の材、治民に長ず、相たるに及びて、功名や、郡を治めし時より損せり。黃霸相となるの翌年、大司農中丞耿壽昌奏して言ふ、歲豊にして穀賤しく、農人利少し、故事歲ごとに關東の穀四百萬斛を漕し、卒六萬人を用ふ、宜しく三輔弘農、河東、上黨、太原、諸郡の穀を糴し、京師に供せしめ、漕卒の過半を省くべしと。又白して、邊郡をして、皆倉を築き、穀賤しければ、其價を増して糴し、以て農を利し、穀貴ければ價を減じて糴せしめ、名づけて常平倉といふ、民之を便とす。黃霸に次いで相となりしもの、于定國あり。

はじめ、于公獄吏たり、東海に孝婦あり、寡居して嫁せず、以て其姑を養ふ。姑年老

于定國

ひ、婦の嫁を妨ぐるを以て、自經して死す。姑の女、啼迫して其母を死せしむと告げ、婦辨ずる能はずして、自ら誣伏す。于公、これを争へども、得ず。孝婦死し、東海枯旱すること三年、後太守來る、公その故を言ふ、太守孝婦の冢を祭り、遂に雨ふる。于公獄を治めて、陰徳あり。門閭を大にして、駟馬の車を容れしむ。曰く、吾が後世、必ず興るものあらむと。地節二年、于公の子定國、廷尉となる。乃ち師を迎へて、春秋を學び、弟子の禮を備ふ。人と爲り、謙恭、卑賤と雖も、皆與に禮を鈞うす。その獄を決し、法を平にする、務めて哀矜、罪を寡うするに在り、疑はしきは、惟だ輕くし、審慎の心を加ふ。朝廷之を稱して曰く、張釋之、廷尉となつて、天下冤民なく、于定國、廷尉となつて、民自ら以て冤せずと。こゝに至り、御史大夫より登り、遂に霸に代る。

賢相良吏、上に在り、帝亦た勵精治を爲す。天下至平を得たるもの、まことに其故ありといふべし。帝、かつて武帝の故事に倣ひ、齋祀を増置し、神祠を増置し、頗る神仙を好む。京兆尹張敞、上書して、方士を斥けむを請ふ。帝是に由つて、尙方の待詔を罷む。然れども、帝亦た時に失政なき能はず。天下治すてに久しく、宮室車服を修飾

宣帝の失政

蓋寛饒

すること、前朝より盛にして、外戚許史王の諸氏、皆貴寵せらる。諫大夫王吉、舊禮を述べ、王制を明かにせむを請ふ。帝、その言を以て迂濶となして、用ひず。吉、病を謝して歸る。司隸校尉蓋寛饒、剛直公清、刺舉避くるところなし。然れども、刻深にして、貴戚と怨をなす。帝方に刑法を用ひて、中書宦官を任ず。寛饒、封事を奏して曰く、方今聖道や、微、儒術行はれず、刑餘を以て周召となし、法律を以て詩書となす。又韓氏、易傳を引いて言ふ。五帝は、天下を官とし、三王は、天下を家とし、家以て子孫に傳へ、官以て賢に傳ふ。と。書奏す。帝以て怨謗となし、其書を執金吾に下す。諫大夫鄭昌、上書して、之を訟へて曰く、寛饒進んで憂國の心あり、退いて死節の義あり、上に許史の屬なく、下に金張の託なし、道を直くして行ひ、仇多くして與少く、上書して事を陳じ、有司劾するに大辟を以てす。臣の官、諫を以て名となす、敢て言はずむばあらず。と。帝聽かず。遂に吏に下す。寛饒、佩刀を引き、北闕の下に自刳す。衆之を憐まざるなし。外戚の驕恣と宦官の專横とは、漢室衰亂の因にして、その源、遠く此に在り。忠良の臣、早く之を言ふものあれども、帝竟に用ふる能はず。まことに憾むべきなり。

良二千石の冤

之を外にして、良二千石の冤を以て死せしもの、亦た二三之あり。元康元年、京兆尹趙廣漢を要斬したる如き、五鳳元年、左馮翊韓延壽を棄布したる如き、是れなり。はじめ、廣漢、潁川の太守となる。潁川の俗、豪傑相朋黨す。廣漢、節節を爲り、吏民の投書を受け、相告訐せしめ、姦黨散落、盜賊發するを得ず。是に由つて入つて京兆尹となり、尤も善く鈎距をなし、以て其情を得。閭里銖兩の姦、皆之を知る。その姦を發し、伏を摘する。神の如く、京兆政清し。長老傳へて言ふ、漢興てより京兆を治むるもの、能く及ぶなし。こゝに至り、上書して言ふものあり。廣漢私怨を以て、人を論殺す。と。之を廷尉に下す。吏民闕を守つて號泣するもの數萬人、竟に刑せらる。百姓追思して、之を歌ふ。延壽も、亦た潁川太守より入りて、馮翊となる。かつて民に昆弟相訟ふるものあり、延壽、閑を閉ぢて過を思ふ。訟者各悔み、復た争はず。郡中翕然として、相救屬す。恩信周徧にして、復た詞訟あることなく。民吏その至誠を推して、欺給するに忍びず。こゝに至り、事に坐して、刑せらる。百姓流涕せざるなし。蓋し宣帝固より一代の英主、たゞ刑法を好むの故を以て、仁慈の徳、未だ足らず。刻深恩少きこと、往々にして之あり。識者之を以て、善政の累を爲すと雖も、漢室中興の令主たること、

五經を校す

固より争ふべからず。

五鳳三年、諸儒に詔し、五經の異同を石渠閣に講す。こゝに於て、施讐は易を論じ、周堪、孔霸は書を論じ、薛廣徳は詩を論じ、戴聖は禮を論じ、公羊は嚴彭祖、殺梁は尹更始、蕭望之等、其議を平奏し、帝親ら制を稱して臨決し、博士を置く。然れども、帝實は儒術を好まず、太子之を諫む、乃ち大に怒つて曰く、漢家自ら制度あり、歷世霸王の道を雜用す。何ぞ専ら徳教に任じ、周政を用ひむ。且つ俗儒時宜に達せず、古を尙びて今を非とし、人をして、名實に眩し、守るところを知らざらしむ。何ぞ委任するに足らむ。と、乃ち嘆じて曰く、我家を亂るものは、太子ならむ。と、亦た以て帝の人と爲りを察すべし。太子爽は、許皇后の生むところ、柔仁にして儒を好む。后、霍氏の爲に毒殺せらる。故に帝之を廢するに忍びず、その後、終に位を傳ふ、而して、帝の言、果して、驗あり。

第二十六章 西漢對外策の成功

宣帝の施政は、専ら刑法を主とし、概して沈肅靜明の良治にして、武帝の暴政と

全く同じからず、中興の主として、漢代の治、こゝに盡くと稱せらると同時に、その外交政略に至りては、武帝の遺圖を紹繼し、着々として功を奏し、毫も遜色なかりしのみならず、その結果に於ては、むしろ遙かに過ぎたるものあり。

これより先、昭帝の末年、匈奴の謀臣衛律、壹衍、鞬、單于を擁走し、右谷蠡王、盧屠王等、皆叛き、國內乖離するや、漢兵來襲せむことを恐れ、蘇武、馬光等を歸して、和親を求めしも成らず。邊に寇して、數ば敗亡す。すてにして、衛律死し、兵數ば困み、國益す、貧となるや、單于の弟左谷蠡王、律の言を思ひ、和親せむと欲し、漢の使者を風し、漸を以て、これを爲さむとす。然れども、左谷蠡王の死するや、また數ば入寇す。中郎將范明友、遼東より出で、匈奴を撃たむとし、その引いて去るや、烏桓を撃ちしこと、かつて前に述べたるが如し。こゝに於て、匈奴、西、烏孫に迫り、漢を隔絶せむとし、兵を出して、車延、惡師の地を取る。烏孫公主解憂、書を上つて、救を請ふ。議未だ決せずして、昭帝崩ぜり。宣帝即位の翌、本始二年、大に兵を發し、祁連將軍田廣、明、蒲類將軍趙充國、虎牙將軍田順、度遼將軍范明友、前將軍韓增等五人をして、十六萬騎を率ゐ、道を分つて並に出でしめ、校尉常惠をして、節を持ち、烏孫の兵を護して、匈奴を撃た

匈奴と烏孫

しむ。明年夏五月、匈奴、漢兵大に至るを聞き、走つて遠く逃れ、軍遂に罷み、五將軍を得るところ少く、田順期に至らず、廣明、逗遛進まざりしを以て、皆吏に下して自殺せしむ。この時、烏孫の昆彌、自ら五萬人に將として、常惠と西方より入り、名王騎將以下、四萬級、牛羊、驢七十餘萬頭を獲たり。こゝに於て、匈奴遂に衰耗し、大に烏孫を怨むに因り、その冬、單于自ら將として、烏孫を撃ち、頗る老弱を得、將に歸らむとするや、天大に雪を雨らし、一日深さ丈餘、人民畜産凍死し、還るもの、僅に十の一、こゝに於て、匈奴と奮怒あるもの、及びその弊に乗ぜむとするもの、四方より起り、烏桓は東よりし、烏孫は西よりし、貝加爾湖の西南に住居せし匈奴の別種、丁零は、北よりし、その他、羈屬の諸部、皆一時に瓦解して、約束を奉ぜず。匈奴大に虚弱にして、攻盜も理する能はざるに至れり。その後、漢、三千餘騎の小軍を出し、三道より匈奴に入り、捕虜數千人を得て、還りしも、匈奴敢て當を取らず、益す和親に嚮はむとして、邊境事少し。

盧行、鞬單于、霍光卒するの年を以て、殂し、その弟、盧閭、權渠、單于立ち、車師王と婚

車師の營田

を通じ、漢と烏孫との通路を遮斷す。この時、侍郎、鄭吉、將に刑罪の人を免じて、渠犂に田せむとす。こゝに於て、諸國の兵及び率ゆるところの田士を發し、ともに車師を撃つて、之を破り、其王降を請ふ。すてにして、車師王、匈奴の兵復た至らむことを恐れ、輕騎を以て、烏孫に走る。匈奴更に王の昆弟、兜莫を立て、主となし、その餘民を收めて、東に徙らしむ。吉、吏卒をして、車師の地に田し、以て之を實たしむ。時に地節三年なり。すてにして、匈奴の大臣、皆以爲へらく、車師の地肥美、漢をして之を得せしむれば、田多く、穀を積み、必ず人の國を害せむ、争はざるべからずと。元康二年、兵を遣して、車師の田者を撃つ。鄭吉、渠犂の田卒に將として、之を救ひ、却つて匈奴の圍むところとなりしに因り、上言して、田卒を益さむと請ふ。帝、趙充國等と議し、匈奴の衰弱に因つて、その右地を撃ち、敢て復た西域を擾すを得ざらしめむとす。丞相魏相、諫めて曰く、義兵あり、應兵あり、應兵あり、食兵あり、驕兵あり、匈奴未だ邊境を犯せしことあらず、今兵を興し、其地に入らむと欲す、この兵、何の名たるを知らざるなり。今年計るに、子弟の父兄を殺し、妻の夫を殺すもの、三百二十二人、これ小變に非ず、左右憂へず、乃ち兵を發して、織芥の怒を遠夷に發せむとす、殆んど孔

子の謂ゆる吾恐らくは季孫の憂顯與に在らずして蕭牆の内に在るものかと帝之に従ひ常惠をして騎に將とし車師に往いて鄭吉の吏士を迎へ渠犁に還らしめ遂に車師の故地を以て匈奴に與ふ。

盧閭權渠單于死して握衍胸鞬單于立つ凶惡にして先單于の時事を用ひし貴人邢未央等を殺しその私通せし顯渠閼氏の弟都隆奇を任用し又先單于の子弟近親を免じ自ら子弟を以て之に代らしむ盧閭權渠單于の子稽侯柁すてに立つを得ず亡げて妻の父烏禪幕に歸す烏禪幕は烏孫康居間の小國にして數ば侵暴さるゝに因り匈奴に降り狐鹿姑單于その弟の子日逐王の姉を以て之に妻はせしものなり而して日逐王先賢禪は其父左賢王當に立つべくして狐鹿姑單于に譲りしものにして狐鹿姑又之を立つるを許せり日逐王すてに立つを得ず又素より握衍胸鞬單于と隙あるに因り遂に漢に歸せむとし渠犁に至り鄭吉と相聞こゆ吉五萬人を發して之を迎へ京師に詣らしむ帝之を封じて歸德侯となす吉すてに車師を破り日逐を降しその威西域に震ふこゝに於て西域都護となし安遠侯に封じ府を烏壘城に立て康居烏孫等三十六國を督察せしむ西域都護こゝ

西域都護

に始まる烏壘は今の喀喇沙爾の所屬策特爾車爾楚爾軍台の北に當れり時に神爵二年なり。

五單于の亂

握衍胸鞬單于すてに立つて二歲暴虐殺伐國中附かず太子左賢王數ば左地の貴人を讒し貴人等皆怨むすてにして左方の姑夕王烏禪幕及び左地の貴人等と謀り稽侯柁を立て呼韓邪單于となし左地の兵四五萬人を發して單于を撃つ。單于の兵敗るその弟右賢王來り救はず單于憤恚して自殺しその民衆盡く呼韓邪單于に降る時に神爵四年なり然れども右方の貴人は新單于に服せず先單于の兄日逐王薄骨堂を立て屠耆單于となし兵數萬人を發し東して呼韓邪單于を襲うて之を敗るこの時呼揭王自立して呼揭單于となり右輿鞬王は車犁單于となり烏籍都尉は烏籍單于となり皆西方に並び起る匈奴の地五單于あり之を五單于の亂といふ漢之に乗じて匈奴を撃たむと議するものあり蕭望之諫めて罷む。

五單于立つを争ふ屠耆單于車犁烏籍を撃つて皆之を敗る車犁烏籍西北に走

呼韓邪の入朝

り、呼揭單于と合し、呼揭烏籍は、皆單于の號を去り、力を并せて、車犁を專輔す。屠耆單于、復た之を撃ち、車犁敗走す。すてにして、呼韓邪單于、又その屯兵を襲ひ、屠耆自殺す。車犁因つて東して、呼韓邪に降る。而して、屠耆の少子右谷蠡王姑瞽樓頭、亡げて漢に歸し、呼韓邪の大將烏厲屈等、匈奴の亂を見、亦た其衆を降めて、南に降る。この時、屠耆單于の弟休旬王、自立して閼振單于となり、呼韓邪の兄呼屠吾斯、また自立して郅支骨單于となる。後閼振單于、東して郅支を撃ち、郅支與に戰つて、之を殺し、遂に進んで、呼韓邪を攻め、呼韓邪敗る。左伊秩訾王、勸めて臣と稱して、漢に事へしめ、呼韓邪これに従ひ、子右賢王、銖婁渠堂をして、入つて侍せしめ、郅支單于、亦たその子右大將駒于利受をして、入つて侍せしむ。すてにして、呼韓邪、遂に五原の塞に至り、朝せむとを願ふ。詔して、其儀を議す。蕭望之、以爲へらく、宜しく、待つに不臣の稱を以てし、諸侯王に位せしむべし、と。帝是に従ふ。甘露三年、正月、帝甘泉に幸し、秦時に郊祀す。呼韓邪單于、來朝して、贊謁し、臣と稱して、名いはず。使者をして、單于を導き、先づ行いて、長平に宿せしむ。帝、甘泉より還り、長平の坂に登り、單于の母に詔して、謁せしめ、其群臣、皆列觀するを得たり。諸蠻の君長、咸な渭橋の下に迎へ、道

を夾んで陳ず。帝渭橋に上り、咸な萬歳と稱す。單于邸に長安に就き、酒を建章宮に置き、饗して、之に賜ふ。二月、遣はして、國に歸らしめ、邊郡の司馬を發して、送つて塞を出てしめ、又邊穀米糒を轉じて、之に給す。單于請うて、光祿塞、吳喇忒に居り、受降城を保つ。翌年春、呼韓邪、復た來朝す。郅支、漢の呼韓邪を助くるを聞き、次いで亦た使を遣はして、朝獻せしむ。

趙充國の屯田

これより先、神爵元年、青海近傍の、先零諸羌と畔く。帝、後將軍趙充國に將とすべし者、を問はしむ。時に充國年七十餘、對へて曰く、老臣に踰ゆるなし、と。復た問ふ、將軍羌虜を謀ること何如。當に幾人を用ふべき。充國曰く、兵遙かに度り難し、願くは、金城、甘肅、蘭州、西寧二府に至り、圖して方略を上らむ、と。すてにして、充國奏して曰く、羌は計を以て破り易く、兵を用ひて碎き難し、之を撃つは、便ならず。願くは、騎兵を罷め、歩兵萬餘を留めて、屯田せむ。帝報じて曰く、もし將軍の計の如くすれば、虜當に何の時か、誅に伏すべき、熟計して復た奏せよ、と。充國狀を上つて曰く、帝王の兵は、全を以て勝を取る、故に勝つべからざるを爲し、以て敵の勝つべきを待つ、と。因つて屯田の便宜、十二事を奏す。その大略、一に言ふ、屯田殺を致し、威德並に行は

る。二に言ふ、その肥饒に據り、以て其畔を待つ。三に言ふ、民をして、農業を失はざらしむ。四に言ふ、騎兵を罷め、以て大費を省く。五に言ふ、士卒をして、河湟に循つて、穀を漕せしむ。六に言ふ、關隘を以て、郵亭を繕治す。七に言ふ、兵を出さず、坐して必勝の理を得。八に言ふ、阻遠を経て、死傷の害に迫ること無からむ。九に言ふ、威武を損せず、虜間に乘じ難し。十に言ふ、河南大開小开を驚動し、他變の憂を生ぜしむる無し。十一に言ふ、滎・陝中の道橋を治し、以て西域を制す。十二に言ふ、保役を息め、以て不虞を戒む。と、奏上る毎に、公卿に下して議せしむ。初は其計を是とするもの、十の三、中ごろは十の五、最後には十の八、丞相魏相、その計に従はむを請ふ。帝これに従ひ、明年充國振旅して還り、諸羌皆下る。漢因つて金城屬國を置き、以て降羌を處らしむ。

匈奴羌族、ともに服従せしを以て、烏孫以西、安息諸國に至るまで、匈奴に近きもの、咸な漢を尊ぶ。宣帝中興の英主たる所以、ひとり内治のみに非ず、外攻の成効亦た多きに居る。帝、戎狄賓服せるを以て、股肱の美を思ひ、甘露三年、乃ち其人を麒麟閣に圖畫し、その官爵姓名を署す。たゞ霍光は、名いはずして、大司馬大將軍博陸侯

烏孫公主

姓霍氏といふ、その次は張安世、韓增、趙充國、魏相、丙吉、杜延年、劉德、梁邱賀、蕭望之、蘇武にして、凡そ十一人、皆功德あり、名を後世に知らるゝものなり。

これより先、烏孫の肥王翁歸靡死し、兄岑陔の子泥靡、本約に従つて立ち、代つて昆彌となり、狂王と號し、復た楚主解憂を尙す。狂王暴惡、衆を失ふ。解憂、漢使と結び謀つて之を殺さむとせしも、成らず。すてにして、肥王翁歸靡の胡婦の子、烏龍屠、兵を起して、之を襲殺し、肥王と公主解憂との子元貴靡を立て、大昆彌となし、自ら小昆彌と稱し、その人民地界を分別す。然れども、衆心皆小昆彌に附す。幾もなくして、元貴靡死し、その子星靡、大昆彌となる。その母、楚主解憂、年老ひ、土を思ふの故を以て、願くは、漢に歸葬せむといひ、遂に來歸し、幾もなくして卒せり。

匈奴の郵支單于、漢が兵殺を出して、呼韓邪を助くと聞き、西、烏孫に近づいて、力を併さむと欲し、使をして、小昆彌烏龍屠に通ぜしむ。烏龍屠、郵支の亡虜を見、之を攻めて、漢の意に稱はむと欲し、使を殺し、其頭を都護に送り、八千騎を發して、郵支を迎ふ。郵支兵を勸して、之を破り、因つて、北、烏揭を下し、西、堅昆、多木斯、科地方を破

郵支單于

り、北、丁零を降し、三國を併せ、屢ば烏孫を撃ち、常に之に勝つ。堅昆は、單于の庭を去ること七千里、郅支留つて之に都す。偶々、宣元二帝、代立の際に當り、郅支は漢の呼韓邪を擁護するを怨み、漢使谷吉を殺し、自ら漢に負くを知り、又呼韓邪が漢と和して、一家と爲らむを誓ひ、北庭に歸て、故土を定め、その勢益す強きを聞き、その襲撃を恐れ、遠く去らむと欲す。會々、康居王、烏孫の爲に困められしに因り、郅支を迎へて、東邊に置き、兵を合して烏孫を取らしめむと欲し、郅支を迎ふ。郅支、素より烏孫を怨むの故を以て大に喜び、遂に兵を引いて西す。康居王、女を以て之に妻はし、其威に倚り、以て諸國を脅かさむと欲す。郅支、數ば兵を借りて、烏孫を撃ち、深く入つて赤谷城に至る。烏孫の西邊、空虚にして、居らざるもの千里ならむとし、大宛亦た將に侵掠を免れざらむとす。

陳湯の奇功

郅支、すでに自ら國を大にし、又勝に乗じて驕り、康居王の禮を爲さず。漢使三輩を遣はして、康居に至り、谷吉等の屍を求めしむ。皆之を困辱して、詔を奉ぜず。元帝建昭三年、西城副校尉陳湯、その都護甘延壽と謀り、郅支を襲はむとす。會々、延壽病む。湯、ひとり制を矯め、諸國の兵及び屯田吏士四萬餘人を發し、上疏して、自ら効し、

兵狀を陳言し、即日軍を引き、進んで康居城下に薄る。鹵楯前に在り、戟弩後に在り、土城の外、木城あるを以て、薪を發して、之を焼き、四面火起るや、吏士大呼して、之に乗ず。康居引却す。漢兵鹵楯を推して、並に土城中に入る。郅支、單于、劍を破つて死し、其首を斬り、傳へて京師に至り、藁街に懸く。陳湯、功を以て、矯制の罪を問はれず、封ぜられて侯となる。

郅支、すでに死し、呼韓邪、且つ喜び、且つ懼れ、竟寧元年、復た入朝す。單于、漢の婿となり、以て自ら親うせむと請ふ。元帝、後宮良家の子王嬃、字は昭君といふものを以て、單于に賜ふ。單于大に喜び、昭君を號して、寧胡の闕氏といふ。これより、匈奴、世漢の甥と稱して、復た邊に寇せず。漢室、亦た政を失し、宦官外戚、權を恣にし、社稷漸く危からむとするを以て、邊陲を顧るの暇なく、南北の交渉、葛藤、年とともに稀にして、しばらく記すべき事なし。

第二十七章 元帝宦官の禍

宣帝在位二十五年にして崩じ、元帝繼いて立つ。漢室中興の盛、すでに盡き、内廷

の禍、將に起らむとす。漢室の制、すべて簡易にして、外戚の專權、自ら免れず、而して、之に伴ふものは、宦官なり。抑も中人の寵幸を得たるは、漢初より之ありと雖も、武帝内宴に耽りし後、文書を以て其手に委し、内外の樞機を握るを得て、遂に閹豎、毒の禍を爲すに至れり。

蕭望之の死

元帝の位に即くや、外屬史高を以て、車騎將軍となし、太子太傅蕭望之を前將軍となし、少傅周堪を光孫大夫となし、遺詔を受けて、政を輔け、尙書の事を領せしむ。望之、堪の二人、師傅の舊恩を以て、信任せられ、劉向は經に明かにして、行あるを以て、望之を選んで中に給事たらしめ、侍中金敞と並に左右に拾遺たり。四人心を同うして、謀議し、史高は位に充つるのみ。こゝに於て、望之と隙あり。中書令弘恭、僕射石顯、宣帝の時より、久しく樞機を典る。帝疾多く、顯が中人にして、外黨なきを以て、終に委ぬるに政を以てし、事大小なく、顯に因つて自ら決し、貴幸朝を傾け、百僚皆之に敬事す。顯、巧慧にして、事に習ひ、能く人生の微指を得たり。内、深賊にして、詭辯を、持し、以て人を中傷し、高と表裏す。望之等、外戚許史の放縱を患ひ、又恭顯權を擅にするを疾み、建白す、以爲へらく、中書は政の本、國家の樞機、必ず通明公正を以て、之

に處すべし。武帝後庭に遊宴す、故に宦者を用ふ、古制に非ざるなり、宜しく中書の宦官を罷め、古の刑人を近づけざるの義に應ずべし。と、帝從ふ能はず。恭顯奏す、望之、堪、向、朋黨相稱譽し、數ば大臣を譖詐し、親戚を毀離し、以て専ら權勢を擅にし、不忠を爲さむと欲す。上を誣ゆる不道なり、請ふ謁者をして、召して廷尉に致さむ。と、時に帝はじめて位に即き、召して廷尉に致すの獄に送るとたるを省みず、その奏を可とす。後帝、堪、向を召す、曰く、獄に繋ぐ、と、帝大に驚いて曰く、但だ廷尉の問のみ、に非ざるかと。出て、事を視せしむ。恭顯、高をして帝に説かしめ、竟に罷免す。後に帝復た堪、向を徵して、中郎となし、望之を以て相となさむと欲す。恭顯、許史、皆目を側て、望之、素より高節にして、誦辱せざるを知り、建白して言ふ、望之、過を悔ひて、罪に服せず、深く怨望を懷き、自ら以へらく、師傅に託して、終に坐せず。と、頗る望之を獄に屈し、その怏怏の心を塞ぐに非ざれば、聖朝以て恩厚を施すなからむ。と、帝曰く、太傅素より剛、安んぞ肯へて吏に就かむ。顯等曰く、人命は至重なり、望之坐するところ、語言の薄過なり、必ず憂ふるところ無けむ。と、謁者をして、望之を召さしめ、因つて急に執金吾の軍騎を發し、馳せて其第を圍む。望之、鳩を飲んで自殺す。

石顯權を弄す

その後、幾もなくして、弘恭病死し、顯、中書令となり、威權日に盛なり、中書僕射、梁、少府、五鹿充宗と結んで、黨友となり、諸の附倚するもの、皆寵位を得たり、民之を歌つて曰く、牢邪、石邪、五鹿客邪、印何曇、樂綬若若邪、と。會、日食地震あり、劉向、京房等、以爲へらく、顯等權を擅にするの致すところ、と。向かつて上書して、佞邪を遠ざけむを請ひ、房帝に見え、諷諭するところあり、帝亦た之を知れども、退くる能はず、石顯奏して之を出し、京房獄に下つて棄市せらる、帝、儒生を徵用し、頗る前朝の政を改め、韋玄成、匡衡、皆儒を以て進み、丞相となる、然れども、徒らに文義に牽制せられ、優游不斷、孝宣の業、大に衰ふ。

第二十八章 外戚の專横

王氏列侯とな

元帝在位十六年にして崩じ、太子釐即位す、是を孝成皇帝となす、帝少にして經書を好み、その後、酒樂を幸して宴樂し、元帝の時、太子となり、幾んど廢せられむとせしが、史丹、青蒲に伏し、涕泣して諫めしに頼つて、僅に止むを得たり、母后王氏を尊んで、皇太后となし、元舅王鳳を以て大司馬、大將軍となし、尙書の事を領せしむ。

即位の始、建始元年、石顯罪を以て免じ、故郡に歸らむとし、道にして死し、その黨悉く廢黜す、こゝに於て、宦官勢を失ひ、政、外戚に歸す、この歲、王鳳の弟崇、安伐侯に封ぜられ、五弟、譚、向、立、根、逢、時、同日に皆列侯となり、世之を五侯といふ、鳳權を專にし、谷永、杜欽等の諸儒、之が羽翼となり、王氏の子弟、勢官に分據し、郡國の守相將吏、その門下より出でざるはなく、一族盛にして、互に奢侈を競ひ、賂遺珍寶、至らざるものなきも、又多くは、世策に通じて、士を好み、賢を養ひ、財を散じて、人心を收め、賓客爲に争つて聲譽を張り、その勢、天下を動かし、帝室の危きこと、管に累卵のみならず、陽朔元年、京兆尹王章、封書を奏して、日食の咎をいふ、帝之を聞いて、感悟し、之を瑯琊の太守、馮野王に薦む、王鳳聞いて、甚だ懼る、杜欽、鳳をして上疏して、骸骨を乞はしめ、その辭、太だ哀し、太后之を聞き、涕を垂れて食はず、帝乃ち疆いて、鳳を起し、尙書をして章を劾せしめ、之を吏に下し、竟に獄中に死す、これより、公卿鳳を見て、側目す。

光祿太夫劉向、宗室の親を以て、劉氏の危きを視るに忍びず、時に帝、天下の遺書を求め、向をして之を校せしむ、向、王氏の權威、太だ甚しきを以て、尙書の洪範によ

りて上古以來秦漢に至るまで符瑞災異の記を集め跡を行事に推し、洪範五行論を作り、又封事を上り、極論して曰く、王氏と劉氏とは兩立せず、もし下、泰山の安あれば、上に累卵の危あり、陛下人の子孫となり、宗廟を守持し、國祚をして外親に徙らしむ、たとひ身の爲にせざるも、宗廟を奈何む、宜しく明詔を發し、宗室を近づけ、外戚を疏遠すべし、子孫孫孫、無疆の計なり、と、帝、向を召し見て、嘆息し、その意を悲傷して曰く、君且つ休めよ、吾將に之を思はむとす、と、然ども終に用ふる能はず、

劉向の上書

陽朔三年、王鳳卒し、王音、大司馬車騎將軍となり、王譚、城門の兵を進領す、鴻嘉中、王氏の五侯罪あり、闕に詣つて、謝す、帝竟に誅するに忍びず、幾もなく、譚卒し、王商特に城門の兵を進領す、永始元年、王音卒して、王商大司馬となる、王音は、王鳳の從弟にして、王氏たゞ斯人のみ修整となす、數ば諫正して忠節あり、その死するや、王氏の族、專横益す甚しく、復た憚るところなし、これより先、永始元年、太后の弟の子王莽、封せられて新都侯となる、はじめ、太后の兄弟八人、ひとり、弟曼早く死して、侯たらず、莽、幼にして孤、時に五侯侈靡、子弟輿馬聲色を以て、佚遊相高くす、莽、因つて節を折つて、恭儉を爲し、身を勤め、博く學び、被服儒生の如く、母及び寡嫂に事へ

王莽始めて侯となる

孤兄子を養ひ、行甚だ敕備、又、外英俊に交り、内、諸父に事へ、曲に禮意あり、鳳の死せむとするや、太后及び帝に託して、黃門郎に拜す、こゝに至つて、初めて侯に封せられ、騎都尉、光祿大夫侍中に逼り、爵位益す尊く、節操益す謙、賓客に振施し、家餘すところなく、名士を收贍し、將相に交結す、故に位に在るや、更も之を推薦し、虛譽隆洽、その諸父を傾く、

王章、劉向、封事を上りて、用ひられず、永始三年、故の南昌尉梅福、上書して、曰く、方今君命犯され、王威奪はれ、外戚の權、日に以て益す盛なり、陛下その形を察せず、願くは、其景を察せよ、建始元來、日食地震、春秋に三倍し、水災與に比數なし、陰盛にして陽微なり、金鐵爲に飛ぶ、これ何の景ぞや、と、書上つて報せず、

元延元年、王商卒し、王根その後を承けて、大司馬車騎將軍となる、王氏權を擅にしてより、後、廟堂の宰相むなく、空位を推し、之に媚附するのみ、安昌侯張禹、帝の舊師を以て、かつて丞相となり、後罷むと雖も、特進して甚だ尊重され、大政ある毎に、必ず定議に與る、王根その寵を害とし、之を毀惡す、時に吏民多く上書して、災異

張禹と朱雲

は王氏專政の致すところなりと云ふ。帝禹の邸に至り、左右を辟け、親ら以て禹に示す。禹自ら年老ひ、子孫弱きを見、王氏の怨むところとならむを恐れ、帝に謂つて曰く、春秋の日食地震、或は諸侯相殺し、夷狄中國を侵すが爲なり、災變の意、深遠にして、見え難し、故に聖人命を言ふこと、罕にして、怪神を語らず、性と天道とは、子貢の屬より、聞くを得ず、何ぞ況んや、淺見鄙儒の言ふところならむや。新學小生、道を亂り、人を誤る、宜しく信用なかるべし、と。帝雅に禹を信愛す、是に由つて、王氏を疑はず。故の槐里令朱雲、上書して、見えむことを求め、願くは、尙方斬馬の劍を賜うて、佞臣一人の頭を斷ち、以て其餘を厲さむといふ。帝問ふ、誰ぞや。對へて曰く、安昌侯張禹と。帝大に怒つて曰く、小臣下に居り、師傅を廷辱す、罪死すとも赦さず、と。御史雲を將ゐて、下る。雲、殿檻を攀ぢ、檻折る。雲呼んで曰く、臣、龍逢比干に従つて、地下に遊ぶを得ば、足れり。未だ聖朝の何如を知らざるのみ、と。左將軍辛慶忌、頭を叩き、血を流して、之を爭ふ。帝の意、乃ち解く。後、檻を治むべきに當つて、帝曰く、易ゆる勿れ、因つて之を輯し、以て直臣を旌せ、と。

後宮の腐敗

綏和元年、王根病んで免じ、王莽次いで大司馬となり、王氏の權、愈よ重し。帝威儀あり、朝に臨んで、神の如しと雖も、酒色に荒み、政、外家に在り、張禹、薛宣、翟光、方に進んで、相となり、たゞ王氏に阿諛するのみ。漢業愈よ衰ふ。はじめ、許皇后、班婕妤と寵あり、婕妤最も賢なり、後、帝微行し、陽阿の王家を過ぎ、歌舞の者、趙飛燕を悦び、召して宮に入れて、大に幸し、その女弟合德、復た召して入り、姉妹ともに婕妤となる。ここに於て、許皇后、廢せられ、班婕妤、危を見むことを恐れ、太后を長信宮に共食せむことを求め、以て趙氏を避く。すてにして、趙飛燕を立て、皇后となし、合德、昭儀となる。姉妹互に寵を争ひ、皆、黄金、白玉、明珠、翠羽を以て宮を飾り、以て炫耀す。趙皇后、愛衰へて、別館に居り、多く、侍郎、宮奴、子多きものに通ず、然れども、卒に子なし。光祿大夫劉向、列女傳を爲り、又、新書、說苑を著はし、古しへの王教、内より外に及ぶの旨を述べ、數ば上書して、得失を言ひ、法戒を陳す。帝盡く用ふる能はずと雖も、その言を聞く毎に、常に之を嗟嘆す。宮廷の腐敗、かくの如く、風俗の頹廢、亦た推して知るべし。

丁傅二氏

成帝子なし。姪定陶王欣を立て、太子となし、在位二十六年にして崩じ、太子位に即く。是を孝哀帝となす。その祖母傅昭儀は、かつて皇太后王氏とも、に元帝の後宮に列せしものにして、均しく又皇太后の位に上らむと欲したり。然れども、その子は定陶の恭王にして、天子の尊位に在らず、皇太后、二人相並ぶこと甚だ理なきを以て、之を論諍するものあり。こゝに於て、王太后の詔を以て、先づ恭王を尊んで、恭皇となし、哀帝の母丁姫を恭皇后となし、祖母傅昭儀を恭皇太后となせり。然れども、傅氏尙ほ甘ぜざるを以て、改めて哀帝の母を帝太后となし、傅氏を帝太后となせり。傅太后すてに尊きを以て、王太后と語るとき、之を嫗と稱す。こゝに於て、王太后、大司馬大將軍王莽に詔し、第に就いて、帝の外家を避けしむ。莽、乃ち劉向の少子劉歆を薦めて退く。丁傅二氏、俄かに暴富を致し、傅喜、傅太后の弟を以て、大司馬大將軍となりしが、姉の尊位を稱するに抗したるを以て、罷められ、丁太后の兄、明之に代れり。

丁傅二氏、權を專にせしと雖も、帝の愛幸せしは、侍中董賢なり。賢、美麗自ら喜び、性和柔便、辟幸を帝に得、常に帝とともに起臥し、その妻、籍を殿中に通じ、女弟昭儀

董賢

となり、その父恭、少府となり、爵、關内侯を賜ひ、大匠を將作し、賢の爲に大第を北闕の下に起し、技巧を窮極し、武庫の禁兵、上方の珍寶を賜ひ、皆選して第に上る。而して、乘輿服するところは、乃ち其副なり。東園の祕器、珠襪玉押に至るまで、備具せざるなく、僮僕に至るまで、皆上の賜を受く。又賢の爲に冢を義陵に起し、旁周垣數里。尙書僕射鄭崇、切諫す。帝遂に獄に下して遂に死す。すてにして、賢封せられて高安侯となり、丁傅と相並んで、その貴、漢廷に震ふ。諫大夫鮑宣、七亡七死を論ず。その語刻切、帝その名儒なるを以て、之を優容し、遂に聽かず。その後、鮑宣司隸となりしが、幾もなくして、髡鉗せられ、丞相王嘉、帝が言を傅太后の遺詔に托し、董賢に二千戸を益封せむとするを諫めしを以て、獄に下り、遂に血を嘔いて死す。

大司馬丁明、素より王嘉を重じ、其死を憐む。帝方に董賢の位を極めむと欲し、明を恨み、遂に策して免し、第に就かしめ、元壽元年、賢を以て大司馬衛將軍となし、丞相孔光の如き、賢が私に其家を過ぎしとき、送迎甚だ謹み、敢て賓客均敵の禮を以てせず。賢の勢威、想ふべきなり。かつて酒を麒麟殿に置き、賢の父子親屬、宴飲す。帝從容賢を視て笑つて曰く、吾堯が舜に禪りしに法らむとす、何如と。中常侍王閔進

んで曰く、天下は乃ち高皇帝の天下、陛下宗廟の統業を受け、至つて重し、天子に戯言なしと。帝默然たり、帝數ば大臣を誅し、以て帝威を強うせむと欲す、然れども、讒を信じ、直を嫉み、賞罰甚だ當らず、董賢すでに愛幸せられ、丁傅二氏を凌ぎ、獨り權を擅にす、然れども、幾もなくして、帝崩せしにより、外家の盛衰、又一變せり。

第二十九章 王莽の篡奪

天壽二年六月、帝の崩ずるや、太皇太后王氏、即日未央宮に之き、璽綬を收取す、太后、董賢を召し、問ふに、喪事調度を以てす、賢憂懼して對ふる能はず、太后曰く、新都侯莽、先帝大行を奉送し、故事に曉習せり、吾莽をして君を佐けしめむと、賢頓首して、拜謝す、乃ち使者を遣し、馳せて莽を召さしむ、莽の至るや、太后の指を以て、尙書をして賢を効するに、醫藥を親らせざるを以てし、禁止して宮殿に入るを得ざらしめ、闕下に即いて、賢の印綬を收め、罷めて第に歸らしむ、賢即日妻と皆自殺す、その家惶恐し、夜葬る、莽詐り死するを疑ひ、その棺を發し、獄に至つて診視し、因つて獄中に埋め、家財四十三萬を没入し、その父恭と家屬とを、合浦に徙す、こゝに於て、

董賢の死

王莽大司馬となり、尙書の事を領し、元帝の孫中山孝王興の子箕子を迎へて嗣となし、入つて即位す、年甫めて九歳、後名を衛と改む、是を孝平帝となす、こゝに於て、傅氏丁氏の族、皆官爵を免じて、故都に還らしめ、傅太后の號を貶して、定陶共王の母となし、丁太后を改めて丁姬となし、その墓を發いて改葬し、哀帝の後、亦た傅氏なるを以て、廢せられて庶人となる、王氏、哀帝の朝に方り、一時潜匿せしことあり、こゝに至つて、復た力を恢復するを得たり、帝の祖母は揚昭儀にして、母は衛姬なり、揚昭儀すでに死すと雖も、衛姬尙ほ在り、王莽、丁傅二氏に懲り、衛后及び外家をして、京師に入らしめず、又上世涼闇の制に擬し、百官をして己を總べて、莽に聽かしむ、これより先、成帝の綏和元年、御史大夫馬武の言により、三公の古制に復し、皆丞相の如くせしめしを以て、平帝即位の初、莽すでに大司馬となり、王崇大司空となり、馬宮大司徒となり、孔光遷つて太傅となり、王氏益す盛なり。

王莽の専政

元始元年、王莽益州に風し、塞外の蠻夷をして、自ら越裳氏と稱し、重譯して、白雉を獻ぜしめ、太后に白し、以て宗廟に薦む、こゝに於て、群臣盛に莽の功德を陳す、莽

外戚專權の理

自ら太傅となり、安漢公と號し、宗室群臣に褒賞す。莽、人人延問する毎に、密に恩意を致し、厚く贈送を加へ、その合はざるものを指顯し、奏免の權、人主に倅し。

漢家外戚の專權、はじめに呂氏あり、後に王氏あり、ともに天下を纂せり。蓋し漢代の后妃、必ずしも之を名門右族より進めず、帝の欲するところ、その門地を問はず、故を以て、多くは微賤より出て、民間の疾苦を嘗め、人情の信偽を知れり。すでに才貌を以て之を取る。その齡、帝に比して遙に少く、帝崩するの後、久しく生存し、簾を垂れて、威權を弄せり。而して、その子孫の大統を繼ぐものは、全く深宮に養はれて、世態に嫻はず。故を以て、母后の專政に任かす。而して、孝順の虛禮に因つて、大に之を尊重し、太后の父を追尊して、侯となし、園邑三百家を附し、長丞以下を使とし、寢廟に奉守して、食を上らしめ、その兄弟親族を以て、大司馬、大將軍となし、その餘を封侯となす。民間微賤の家、一女の故を以て、爵祿を辱うし、毫も制限するところなく、その權を恣にし、往々にして、非望野心を起す如き、固より自然の數のみ。漢家末造の天子、毫も實權なく、唯だ虛器を擁するまことに其故あり。

かくの如くして、外戚の尊寵は、その專權を促がせし大原因なりと雖も、尙ほ一

内外の理因

あり、他なし。帝室を壓倒して、その勢威を張らざる限り、漢家の天子、歷世刑法を好んで、恩少く、自家却つて族滅せらるゝの虞あればなり。漢初より孝平に至るまで、外戚後庭の著聞なるもの、二十有餘、多しといふべし。然れども、其位を保ち家を全うせし者は、唯だ文景武帝の太后、及び功成后四人のみ。史良娣、王悼后、許恭哀后の如きに至りては、身皆夭折して、辜あらず。而して、家は舊恩に依託して、敢て縱恣せず。是を以て能く全し。その餘、大なるものは、夷滅せられ、小なるものは、放流せらる。高祖の呂氏一家は族誅せられ、文帝の母薄后の弟薄昭亦た誅せられ、文帝の竇后の姪竇嬰も誅せられ、景帝の薄后武帝の陳后、ともに廢せられ、武帝の衛后は自殺し、昭帝の母趙太后は死を賜はり、昭帝上官后の家は族誅せられ、宣帝の母王夫人の姪商は獄に下つて死し、霍公の家は滅せられ、哀帝の祖母傅太后の家は合浦に徙され、平帝の母衛姫の家は誅せられたり。漢家の外戚を處する、酷なりといふべし。その制、甚だ備はらず、之をして專權をなすに至らしめ、然る後、之を殺す。因果聯關して、愈よ外戚の跋扈を促生し、遂に社稷を亡ぼすに至る、その計、まことに拙なりといふべし。

呂氏と王氏と略ぼ相似たりと雖も、呂氏の強は固より王氏に勝れり而して呂氏を防いで、王氏を防ぐ能はざりしは、何の故ぞ。これ封建藩屏の有無に因るなり。外戚は常に害をなすものにして、諸侯は利害相半するものなり。漢初諸侯ありし爲に、呂氏の叛を鎮定せしも、諸侯の驕横、七國の亂を激成し、その亡び盡したる後、外戚の害、ひとり存し、遂に此に及びしなり。

王莽篡奪の策

王莽の漢室を篡するや、武力を以てせずして、一に之を文教に假れり。これ武帝が儒教の表章、直接に國家に顯はれし最大弊害なり。莽自ら聖人を擬せり。その人と爲り、色厲にして言方爲すところあらむと欲せば、微に風采を顯はし、黨與その指意を承けて、之を顯奏すれば、稽首涕泣して、固く推讓し、上は以て太后を惑はし、下は用つて信を衆庶に示す。その策、拙に似て、實は巧の巧を極めしものなり。白雉を獻せしめし如きも、亦た其一にして、周公成王を輔けし時、この事ありしが爲なり。

元始三年、莽、女を以て、帝に配し、以て其權を固うせむと欲し、奏請して、五經を考

論し、后を取るの禮を定めしめ、その翌年、これを迎へて、未央宮に入る。莽、すでに帝の外家衛氏をして、皆京師に入るを得せしめず。而して長子宇、之を非とし、私かに衛氏と通ず。莽、之を殺し、併せて衛氏の家を滅し、素と惡むところに連引し、郡國の豪傑、及び漢の忠直の臣、莽に附かざるもの、何武、鮑宣の屬、皆之に坐し、死するもの、數百人。北海の逢萌、人に謂つて曰く、三綱絶ゆ、去らざれば、禍將に及びむとす。即ち冠を解いて、車都の城門に掛けて歸り、家屬を將ゐて海に浮び、遼東に客たり。莽、さきに聖人を擬せしと雖も、こゝに至つて、漸く慘虐の本色を顯はし來れり。

これより、先、越、檇、郡、黃、龍、を上りしことあり、孔光、馬宮等、莽の功德を稱して、周公に比せり。元始四年、太保、舜等、及び吏民、上書するもの、八千餘人、復た莽の益封を請ひ、伊尹、周公の稱號を採り、莽自ら宰衡と稱し、上公に位す。之に次いで、奏し請うて、明堂、辟雍、靈臺を起し、學者の爲に舍を築くこと、萬區、樂經を立て、博士員を益し、經各五人、天下に徵し、一藝に通じ、十一人以上を教授し、及び逸禮、古書、天文、圖讖、鐘律、月令、兵法、史篇の文字あり、その意を通知するもの、皆公車に詣らしめ、天下異能の士を網羅し、前後至るもの千數あり。

黄河治水の蹟

これに次いで黄河治水の議起れり。抑も黄河は文帝の世始めて酸棗(河南衛輝府滑縣北)に決し、金堤壞れしを以て、決潰漲溢の患少からず。武帝の時、濮陽の瓠子口に決して、鉅野に注ぎ、はじめて淮泗に入り、二十年の後、始めて之を治めしこと。かつて前に述べたるが如し。その後、河また館陶に決し、分れて屯氏河となり、東北に流れて、海に入る。その廣深、本流と等しきも、久しく隄塞せざりしを以て、元帝承光五年、清河靈縣の鳴積口(山東唐昌府高唐州南)に決して、屯氏河は絶え、今に故道と存するのみ。次いで、館陶金隄等に決し、三十餘縣、常に災に罹ると雖も、水勢の往くところを見て、塞がず、使者を遣はし、百姓を振贖して、已みしのみ、こゝに至り、治水を以て徵するもの、百人に上り、或は禹が治河の法を考へ、周秦の徒決を論じ、地の高低によりて、説を立てしが、王莽但だ空論を崇びて、實行を重せず、遂に施すところなくして止む。

外夷の懐柔

元始四年冬、王莽以爲へらく、北は匈奴を化し、東は海外を致し、南は黃支、日南の南を懐く、唯だ西方未だ加ふるところあらずと、乃ち中郎將平憲等をして、多く金幣を持ち、塞外の羌豪を誘うて、等しく、鮮水海(青海)允谷(西寧邊外)鹽地(青海西南)の地を獻せむことを願はしめ、奏して、西海郡となし、法五十條を増し、犯者之を徙し、千萬を以て數ふ。民始めて怨む。次いで、又公卿大夫元士の官位次及び十二州の名分界を更め、郡國薦むるところの吏を罷置改易すること、紀する能はず。五年春、南北郊を復す。

九錫を賜ふ

この年、孔光卒す。成哀以來、張禹、孔光、名儒を以て、三公となり、時と俯仰し、諂諛風を爲す。光、韋の宰衡と稱せしより、愈よ恐れ、固く疾と稱して、位に辭せしが、こゝに至りて卒せり。すてにして、吏民、韋が新野の益封を受けざりしを以て、上書するもの、前後四十八萬七千餘人、諸侯王公宗室、見るもの皆叩頭して言ふ、宜しく亟かに賞を安漢公に加ふべしと、乃ち命を策し、韋に命ずるに九錫を以てす。九錫の名、古しへ聞くことなしと雖も、周、侯伯に命ずる盛禮に本づくなり。一に輿馬、二に衣服、三に樂則、四に朱戶、五に納陛、六に虎賁、七に弓矢、八に鈇鉞、九に柎鬯。前後錫ふところ、異同ありと雖も、概ねこの九者の目を出でず。後世國を篡するもの亦た之に倣ふ。

孺子嬰の擁立

すてにして、帝益す壯、その母衛姬の故を以て、韋を悦ばず。韋、臘日に因つて、椒酒

を上り、毒を酒中に置く。帝、遂に疾あり。莽、策を作り、命を泰時に請ひ、身を以て代らむを願ひ、策を金匱に藏し、諸公に敕して、敢て加ふなからしむ。尋いて帝崩す。吏皆喪に服すること三年。太后、群臣と嗣を立つるを議す。宣帝の曾孫、王五人、列侯四十人あり。莽、その長大を惡み、遂に宣帝の玄孫、嬰を立て、皇太子となし、號して孺子といふ。周の成王、幼時の號によるなり。時に、年甫めて二歳。これより先、泉陵侯、劉慶、上書して言ふ、皇帝春秋に富む、宜しく安漢公をして、天子を攝行せしめ、成王周公の故事の如くすべし。と。群臣皆以て然りと爲す。こゝに至り、前輝光、謝、蠶、奏す。井を浚つて白石を得たり。丹書あり。文に曰く、告安漢公、莽爲皇帝。と。太后即ち詔を下し、莽をして、居攝踐祚し、周公の故事の如くせしめ、禮儀皆天子の如し。祭祀の贊には假皇帝といひ、民之を攝皇帝といふ。

孺子嬰、初始元年十一月、梓潼の人、哀章、銅祚を作つて、兩檢となし、其一に署して、天帝行璽、金匱圖といひ、其一を赤帝璽、邦傳子皇帝、金策書といひ、日昏き時、黃衣を衣、高廟に至つて、僕射に付す。僕射以て聞す。莽、高廟に至り、金匱神祚を拜受し、王冠を御し、太后に調し、還つて未央宮前殿に坐し、眞天子の位に即き、天下を有するの

王莽の篡位

號を建て、新といひ、十二月朔を以て、建國元年正月の朔となす。時に未だ立たず。璽、長樂宮に藏す。太后授くるを肯せず。怒つて罵つて曰く、我は漢家の老寡婦、且暮死せむとす。この璽と俱に葬られむと欲するも、遂に得べからず。と。すてにして、莽の脅かさむことを懼れ、漢の傳國璽を出し、之を地に投じて曰く、我老いて、すてに死す。汝兄弟、今族滅するを見るなり。と。太后は王氏、莽の姑しかも、莽の篡奪を欲せず。漢室を憶ふの情、至れり。唯だ夫れ、早くより、莽の專横を醸成して、之を止むる能はず。遂に此に及び、一璽を握つて悲憤す。婦人の仁、爲すに足らざるなり。然れども、是れ或は、人の耳目を奪ふの策なりやも、亦た料るべからず。莽、すてに位に即き、太后漢家の舊號を改め、その璽綬を易へむと欲す。張永、符命を獻じて云ふ、太皇太后は、當に新室の文母、太后たるべし。と。莽之に従ふ。王太后、後五年にして崩す。孺子嬰、廢せられて安定公となる。

これより先、王莽即位の前二年、居攝元年、安衆侯、劉崇、兵を起して、莽を討ちしが、克たずして死し、その翌年、東郡の太守、翟義、兵を起して、莽を討ち、東平王雲の子、劉信を立て、天子となし、三輔の豪傑、之に應じたりしが、孫建等七將軍の爲に破ら

れ、義は死し、信は亡く、莽自ら天人の助を獲たりとなし、遂にこゝに眞皇帝の位に即くに及びべり。漢高祖五年、天下を一統して、帝と稱せしより、こゝに至るまで、十三世、二百七年といふ。

王莽と時勢

外戚の専權の理因、前に述べたるが如し、然れどもその極、遂に篡奪の大禍を見るに至りしは、王莽の私心、乃ち然りと雖も、時運の趨勢、莽を驅つて之を爲さしめしに外ならず。莽と雖も、その初志、必ずしも帝位に即くを欲せしに非ざりしならむ。蓋し、霍光、伊尹の例を引いて、昌邑王を廢せしは、漢室篡奪の禍の備を作りしものにして、光の婿上官安、その子霍禹、皆自立を謀れり。哀帝の時、道士漢家革命來の符を作り、その命に應ぜむが爲に、名を改めし者あり、帝も亦た董賢に天下を禪らむといひしことあり、帝室の基礎、數ば動搖せり。而して、莽の姑王太后は、幼時霍光の全盛を目睹したる人にして、四帝五十餘年の間、朝廷に居り、王氏勢力の扶植に勉め、莽は儒學表章の後、尙古の學風、その極に達したる氣運に乗じ、恭謙なる一儒生より起り、武帝以來神仙の説盛なるを見て、符命を作爲し、篡奪の跡を抹殺せむと企てたり、要するに新莽の篡立は、その一半、時運之を激成せしのみ。

(四) 兩漢の過渡

第三十章 新朝の制度及び施治

官制の改定

王莽すでに眞皇帝の位に即き、金匱を按じて、その黨與を封拜し、王莽平晏、劉秀、哀章を四輔となし、甄邯、王尋、王邑を三公となし、甄豐、王興、孫建、王盛を四將となし、凡そ十一公、王興は故の城門令史王盛、賣餅の兒なり。莽、符命を按じて、登用し、以て神を示す。その事、頗る兒戯に類す。之に次いで、漢の諸官名を改め、大司農を羲和といひ、後更めて納言となし、大理を作士といひ、大常を秩宗といひ、大鴻臚を典樂といひ、少尉を共工といひ、水衡都尉を予虞といひ、又光祿勳等を更めて六監といひ、郡太守を大尹といひ、都尉を太尉といひ、縣令の長を宰といひ、その餘、百官盡く其名を易へ、勝へて紀すべからず。漢制もと王侯あるのみ。莽以爲へらく、これ周制に非ずと、乃ち又五等の爵を設け、諸侯王を降して、皆公となし、王子侯、皆子となす。後幾もなくして、皆爵を奪ひ、又諸劉官たるものを罷め、四夷王と稱するもの、皆侯と

なす。その群臣に策命するや、文皆典詰に倣ふ。
王氏はもと齊王建に出づ、建の孫濟北王安國を失ひ、齊人之を王家といひ、因つて氏と爲す。莽漢家の制度を陋小なりとし、更に疎濶を爲さむとし、自ら黄帝虞舜の後といひ、黄帝を以て初祖となし、虞舜を始祖となし、陳の胡公田敬仲濟北王安を追尊し、祖廟五、親廟四を立て、又漢高祖の廟を以て、文祖の廟となす。書に舜終を文祖に受くとあるに倣ふなり。

井田の法

次いで、長安を改めて、常安といひ、劉の字、卯金刀なるを以て、正月剛卯、金刀の利を禁じ、皆行ふを得ざらしむ。漢の時、豪民兼井し、貧富懸絶、殊に甚しく、奴婢の市を置き、牛馬と鬪を同うし、盛に人身賣買を爲す。こゝに於て、莽古しへの井田の法を用ひ、天下の田を名づけて、王田といひ、奴婢を私屬といひ、皆賣買するを得ず、男口入に盈たずして、一井に過ぐるものは、餘田を分つて、九族郷黨に予へしめ、敢て井田の聖制を非とし、法を無みし、衆を惑はすものは、之を四裔に投じて、魍魅を禦がしむ。然れども、後に民の愁怨するを知り、主田及び庶人を賣買するを許す。
之に次いで、洛陽を東都となし、常安を西都となし、諸侯員千八百、附城の數亦た

揚雄

かくの如くし、以て有功を俟つ。諸公は一同兼萬戸を有し、その餘之を以て差をなす。然れども、圖簿未だ定らざるを以て、國邑を授けず、諸侯皆困乏、備作するものあるに至る。莽さきに符命を以て自立し、後又その原を絶ち、以て前事を神にせむと欲し、甄壽、劉棻、丁隆等、數百人を殺す。時に揚雄方に書を天祿閣に校す、使者來つて之を收めむとす。雄自ら免れざるを恐れ、閣上より自ら投下し、幾ど死す。莽詔して問ふことなからしむ。揚雄三世、官を徙らず、莽の立つや、僅に大夫となり、古を好み、道を樂み、文章を以て名を成さむと欲し、太玄法言の著あり。然れども、君子之を病み、その行を醜とす。

新税と鑄錢

また、新に五均司市錢府の官を立て、市を司らしめ、四時の仲月を以て、物價を定め、その市平を爲し、民物售れざるものは、均官考驗し、その本を以て、之を買市し、民の賒貸せむと欲するものは、錢府之に與へ、毎月百錢に息三錢に收め、又民をして各その爲すところを占せしめ、縣官その本を除いて、その利を計り、之を十分し、その一を以て貢となす。又羲和魯匡の言により、酒酤を推し、更めて、金銀龜貝錢布の

六弊の法

品を作り、名づけて寶貨といひ、凡そ五物六名、二十八品、百姓慣亂し、その貨行はれず、莽之を知り、乃ち但だ小錢を行ふ、直一にして、大錢五十と並び行ふ、民皆漢の五銖錢を使安し、多く之を以て市買す、莽乃ち命を下し、五銖錢を挾むものは四裔に投じ、罪に抵るもの、勝へて數ふべからず、こゝに於て、商業を失ひ、食貨俱に廢す、その後、莽復た錢貨の法を更め、頗るその賈直を増損して、大小錢を罷め、更めて貨布、泉布の二品を作つて、並び行ふ、金、すてに數ば更り、民業を破り、大に刑に陷る。又六筭の會を設く、鹽一、酒二、鐵三、名山大澤四、五均賒貸五、銅鉛六、是なり、富賈をして、之を督せしめ、傳に乗じて、利を求め、天下に交錯し、郡縣と姦を通じ、百姓愈よ病む。

制度改革の結

王莽は、あくまで古制に復し、以て天下を經營せむと欲せしものなり、周制美なりと雖も、煩冗にして、實用に適せず、遂に春秋戰國の大亂となり、秦漢以後、制を改む、固より自然の數にして、時運の迭抄、即ち然るのみ、莽、いたづらに古を慕ひ、時宜を計らず、何を善く行はれむや、況むや、その性躁擾、無爲なる能はず、諄亂自ら恣に

し、刑罰深刻、賦歛愈よ重きに於てをや、こゝに於てか、外には蠻夷叛いて命を奉せざるものあり、内には群雄蜂起して、之を斃さむとするあり、新の社稷は、未だ幾ならずして、忽ち大亂に遭ひ、將に顛覆せむとするの危運に臨めり。

第三十一章 外夷の離畔

匈奴の背畔

匈奴は呼韓邪單于の後、その子復株參着鞬、搜諧若鞬、車牙若鞬の三單于を経て、烏珠留單于に至る、これより先、莽、五威將帥をして、匈奴に至しめ、漢の故璽を易へ、その印文を更めて、新匈奴單于章といふ、單于故の印綬を解き、將帥に奉上し、新綬を受著す、左帥陳饒、單于必ず故印を求むるを知り、即ち莽を引いて、之を推壞す、明日、單于果して、將帥に白して曰く、漢諸侯王以下、乃ち章といふ、今璽を去つて、新を加へ、臣下と異なるなし、願くは故印を得むと、將帥故印を以て、之に示す、單于すてに奈何ともすべきなきを知り、使をして入つて、謝せしむ、然れども、怨恨を重ね、兵を朔北塞下に勤し、車師の降者と與に同じく、寇をなす、而して、莽、府庫の富を恃み、威を匈奴を立てむと欲し、乃ち更めて、匈奴單于を名づけて、降奴服子といひ、孫建

等をして、道を分つて並び出で、卒三十九萬人を募り、先づ至るもの邊郡に屯せしめ、畢く具はるを須ち、同時に出でて、匈奴を窮追し、その國土人民を分つて十五となし、呼韓邪の子孫十五人を立て、皆單于となさむとす。單于之を聞き、怒つて曰く、先單于は漢の宣帝の恩を受く、負くべからざるなり。今の天子は、宣帝の子孫に非ず、何を以て立つを得む、と。兵を遣はして、雲中の塞に入り、大に吏民を殺し、左右部諸邊王に歴告し、塞に入つて、太守都尉を殺し、吏民畜産を略す。勝へて數ふべからず。この時、諸將邊に在り、大衆未だ集らざるを以て、敢て出で、擊たず。嚴尤、莽を諫めて曰く、臣聞く、匈奴害を爲し、周秦漢の之を征するや、周は中策を得、漢は下策を得、秦は策なし、と。今天下、比年饑饉、西北邊尤も甚し、大に民力を用ふ、功必ず立つべからず。臣、伏して之を憂ふ、と。莽、聽かず。兵殺を轉ずること、故の如く、吏士邊に屯するもの、所在放縱にして、内部徵發に病み、民、城郭を棄て、始めて流亡して盜賊を爲す。莽、中郎將繡衣執法を遣し、之を分督せしむ。皆便に乗じて、姦を爲し、州郡を撓亂す。これより、先、宣帝の後數世、北邊久しく煙火の警を見ず、人民熾盛、牛馬野に滿つ。莽、匈奴と難を構ふに及び、邊民死亡繫獲、數年の間、北邊虛空、野に暴骨あり。

西南夷及び西域の五解

然れども、蠻夷寇を爲すもの、ひとり匈奴に止まらず。はじめ、五威將帥、西南夷に出で、句町(雲南臨安府)王を改めて、侯となす。その王邯、怨怒す。莽、鮮軻の大尹周歆に、颯し邯を殺さしむ。始建國四年、邯の弟承、兵を起して、歆を殺す。州郡之を攻むるも、服する能はず。莽又、高句驪朝鮮咸興府の兵を發して、匈奴を撃つ。高句驪行くを欲せず、強いて之に迫る。皆亡げて、塞を出で、邊を犯して、寇を爲す。之に次いで、益州の蠻夷亦たその大尹を殺す。莽、兵を發して之を撃つ。會ま疫を疾み、死するもの十に六七。越嵩の蠻亦た畔き、自立して、邛穀王となる。西域諸國、また莽が恩信を積失せしを以て、焉耆先づ叛き、都護但欽を殺す。その後、莽、五威將王駿等を遣し、西域に出でしめしも、焉耆詐つて降り、駿等の至るや、兵を伏せて、之を襲殺し、十餘年前、漢の印綬を受くるもの、凡そ三百七十六の多きに上りし西域五十餘國、一朝に瓦解して、支那と絶ち、漢族の勢力被及範圍、大に縮少せり。

匈奴を伐つ

匈奴の烏珠留單于死して、その弟烏累若鞮單于立つ事を用ふるの大臣須卜當

は王昭君の女伊墨居次の婿なり、單于に勸めて和親せしむ、單于、莽の賂遺を食り、外は漢家の故事を失はざるも、内は實に寇掠を利とす、すてにして、莽、匈奴を改て恭奴といひ、單于を善于といふ、烏曇若鞮、金幣を貪り、曲げて之を聴く、然れども、寇盜故の如し、すてにして、烏曇若鞮死し、その弟呼都尸曇若鞮、單于立つ、莽、須卜當を誘致して、長安に至らしめ、立てて須卜單于となす、匈奴、大に怒り、北邊に入つて寇を爲す、莽、大に天下の丁男及び死罪囚吏民奴を募り、以て銳卒となし、一切の税、天下の吏民營、三十一を取り、公卿以下郡縣の黃綬に至るまでをして、皆軍馬を保養せしめ、多少は秩を以て差となし、又博く奇術あり、以て匈奴を攻むべき者を募る、或は能く水を渡るに舟楫を用ひず、馬を連ね、騎を接し、百萬の師を濟さむといふものあり、或は、斗糧を持せず、藥物を服食し、三軍餓えずといふものあり、或は、能く飛ぶ、一日千里、匈奴を窺ふべしといふものあり、莽、その用ふべからざるを知ると、雖も、苟くも其名を獲むと欲する者、皆拜して理軍となし、賜ふに車馬を以てし、發するを待たしむ、嚴尤また諫めて曰く、匈奴且つ後にすべく、先づ山東を憂へよ、と、莽、大に怒り、策して尤を免ず、莽、すてに民怨を奈かむともするなく、外寇頻りに到

り、縁に姑息の計をなす、亦た苦なりといふべし。

第三十二章 王莽の敗亡

かくの如く、四境皆亂れしに、係はらず、莽の志、方に盛にして、毫も之を憂へず、専ら稽古を事とせり、天鳳元年、周官玉制の文によりて、卒正連率、大尹、屬令、屬長、州牧を置き、六卿、六尉、六隊を分ち、又古に倣うて、六服を爲れり、九州の内、惟城、惟寧、惟翰、惟屏、惟恒、九州の外を惟藩といひ、總じて萬國となし、後歲ごとに復た一郡を變更し、五たび名を易ふるに至り、而して遠た舊に復す、吏民紀する能はず、詔書を下す毎に、輒ち名を繋ぎしといふ、これより先、制作未だ定らざるを以て、上、公卿より下、小吏に至るまで、皆俸祿を得ず、又之を損じて節を爲さしむ、こゝに於て、吏遂に祿を得ず、各官職に因つて、節を爲し、賄賂を受け、以て自ら供給するに至る、莽、固より空言を好み、古法を慕ひ、封爵を多くす、然ども、性實に吝嗇、地理未だ定らざるを口實とし、且つ先づ菁茅四色の土を賦し、以て封者を慰喜せしむ、かくの如くして、禮を制し、樂を作り、六經の論に講合せむと欲するが故に、公卿且に入つて、暮に出て、

群盜蜂起及びその原因

論議連年決せず、獄訟冤結、民の急務を省るに暇らず、縣宰缺くるもの數年、守兼一切、貧殘に日に甚しく、繡禮執法、增國に在るもの、並に權勢に乗じ、傅相舉奏す。又一公士、分布して、農桑を勸め、時令を班ち、誦章を按じ、冠蓋相望み、郡縣賦斂、遞に相賄賂し、白黑紛然たり。莽自ら前に權を覬し、以て漢政を得たるを見、故に務めて自ら衆事を攬り、又好んで制度を改む。政令煩多、前後相乘じ、慣恥して謀せず、常に燈火を御し、明に至つて、猶ほ勝ゆる能はず。尙書是に因つて、姦を爲して事を寢め、書を上り報を待つもの、連年去るを得ず。郡縣に拘繫されしもの、赦に逢うて後に、出で衛卒交代せざるもの、三歲に至り、穀糴常に貴く、邊兵二十餘萬人、衣食を縣官に仰ぎ、五原代郡、尤も其毒を被る。之に加ふるに、六筦の令を設け、富賈を用ひて、之を督し、復た詔を下し一筦ごとに科禁を申明し、罪を死に斷じて、より民、手を搖かせば、禁に觸れ、因つて耕桑を得ず、繇役煩劇、旱蝗相仍り、富者自ら別つ能はず。貧者以て自ら存するなく、こゝに於て、並に起つて盜賊を爲し、吏禽ふる能はずして、之を覆蔽し、浸淫日に廣し。

儒子嬰在位の時、莽の志、篡奪に在るを知り、義兵を起せしもの、劉崇、翟義等あり。

綠林の賊

皆敗死して、踵を廻らさず。その後、新の世となりて、始建國元年、徐鄉侯劉快、兵を擧げしも、復た敗れたり。之に次いで、天鳳二年、五原代郡の盜賊數千人、聲を爲し、轉じて、傍郡に入りしが、歲餘にして定まる。然れども、綠林、赤眉、相繼いで起るに及び、新の國家、一朝にして搖動するに至れり。

天鳳四年、臨淮の瓜田儀等、會稽長沙に依阻し、瑯琊の呂母、黨を聚むる數千人、海中に入つて盜を爲し、その衆、浸く多く、萬數に至る。この時、荊州饑饉甚しく、民衆野澤に入り、屍死を掘つて之を食ひ、相聚つて、侵奪す。はじめ、新市(湖北安陸府京山縣)の人王匡、王鳳、平理となり、訟を争ひ、遂に推されて渠帥となり、衆數百人あり。是に於て諸の亡命の者、馬武、王常、成丹等、皆往いて之に従ひ、綠林山(安陸府當縣)中に藏れ、數月間、七八千人に至る。又南陽の張霸、江夏の羊牧、俱に起り、衆皆萬人。之に次いで、天鳳五年、瑯琊の樊崇、兵を召に起し、其衆はじめ百餘人、群盜崇の勇猛を以て、咸な之に附し、一歲の間に萬餘人に至る。崇の同郡の人逢安、東海の人徐宣、謝祿、楊音、各兵を起し、數萬人を合して、崇に従ひ、青徐の間を轉掠す。後に赤眉といふもの、即

ち是れなり東海の刁子都亦た兵を發して徐兗を撃つその衆六七萬莽使者を遣し兵を發して之を撃ちしが皆克つ能はず遂にして莽盜賊日に多きを見乃ち太史に令し三萬六千歳の歴を推し六歳を紀して一たび元を改め之を天下に布き自ら黃帝の如く天に升るべしとひ以て百姓を誑耀し盜賊を銷解せむと欲す人皆之を笑ふ地皇元年鉅鹿の男子馬適求等燕趙の兵を擧げて莽を誅せむことを謀り事覺はれて逮治し黨與連及郡國の豪傑死するもの數千人その翌年南郡の秦豐衆萬人を聚め平原の女子遲昭平亦た數千人を聚む故の左將軍公孫祿莽を諫め太史令宗宣太傅唐尊國師劉秀及び張邯孫陽等を誅し以て天下を慰めむを請ふ莽大に怒り虎賁をして祿を引いて出てしむ

莽の臣田況素より果敢なり民年十八以上四萬餘人を發し庫兵を授與し與に石に刻して約を爲す樊崇等之を聞いて敢て界に入らず後況自ら請うて界を出て賊を撃ち嚮ふところ皆破る莽因つて況をして青徐二州の牧の事を領せしむ時に莽多く將帥を出し使者をして傳して之を監せしめ郡縣太だ苦む況上書して之を徵還し以て郡縣を休息せしめ臣に任ずるに二州の盜賊を以てせば必ず

赤眉の賊

之を平定せむといふ莽況を畏惡し使者をして況に璽書を賜ひ因つて代つて其兵を監せしめ況をして西長安に詣らしむ況すてに齊地を去り莽の兵遂に敗るすてにして樊崇等の衆愈よ盛なり乃ち相與に約を爲し人を殺すものは死し人を傷くものは創を償ふ地皇三年四月莽太師王匡將軍廉丹をしてこれを撃たしむ崇等その衆莽の兵と亂れむことを恐れ皆その眉を朱くし以て識別せしめ由つて號して赤眉といふ匡丹銳士十餘萬人に將たり過ぐるところ放縱東方之が爲めに語つて曰くむしろ赤眉に逢ふも太師に逢はざれと時に赤眉の別校董憲等衆數萬人梁郡に在り匡丹兵を引いて進み戰つて兵敗れ匡は走り丹は戰死す

これより先莽荊州の牧をして綠林の賊を討たしむ賊帥王匡等迎へ撃つて大に之を破り遂に竟陵湖北安陸府安陸湖北德安府沔を抜き多く婦女を略し還つて綠林中に入り五萬餘口に至る會ま疾疫死者大半乃ち各分散し王常等西して南郡に入り下江の兵と號し王匡等北して南陽に入り新市の兵と號し各自ら將軍と稱す匡等進んで隨を攻む平林の人陳牧廖滿衆千餘人を聚め平林の兵と號

し、以て之に應ず。莽、嚴尤、陳茂をして下口の兵を撃破せしめしが、成丹等、散卒を收め、復た戦つて、大に莽の兵を敗れり。

然れども、群盜跳梁、なほ言ふに足らず。豪傑の士、自ら劉氏の後と稱し、民心を收攬し、王莽に抗するに至つて、天下の大事、正に迫れり。漢は、高祖基を開いてより、文景の豊富を経、宣帝の中興、功業赫灼として、なほ存し、簡易の制、善く行はれ、人民之を懐うて忘れず。之に加ふるに、莽の漢を篡する、その奸惡暴賊、前代未だ聞見せざるところにして、天下皆その非を知る。劉氏を稱するは、即ち其仇を報ずるなり。故を以て、綠林、赤眉、先づ亂を爲せし後、群雄蜂起するもの、その稱するところ、漢の子孫に非ざれば、漢室を起さむと欲するもの、かくの如くして、容易に新室を倒すを得たり。

劉縯劉秀兵を起す

すてにして、漢の宗室劉縯及び弟秀、兵を春陵(湖北襄陽府棗陽縣)に起し、帝室を興復せむを圖る。はじめ、景帝の子長沙定王發、春陵節侯買を生み、買、潯林大守外を生み、外、鉅鹿都尉回を生み、回、南頓令欽を生み、欽、湖陽樊重の女を娶り、三男あり、伯

は、縯字は伯升、仲は秀、字は文叔。縯、性剛毅、慷慨大節あり、常に憤憤として、社稷を復するの慮を懷き、身を傾け、産を破り、天下の雄俊に交結す。秀は鬚眉に美に、隆準日角、かつて尙書を授けて、略ぼ大義に通ず。性稼穡を勤む。縯常に之を非笑す。秀時に蔡少公を過ぐ、少公圖讖に習ふ、言ふ、劉秀當に天子たるべしと。或は曰く、國師公劉秀か。秀戲れて曰く、何に由つてか。僕に非ざるを知らむやと。坐者大に笑ふ。宛人李守亦た讖記を好む。その子通に謂つて曰く、劉氏正に興るべく、李氏輔たらむと。新市平林の兵起るに及び、通の従弟軼、通と謀り、秀を迎へて兵を起す。こゝに於て、縯諸豪傑を召し、計議して曰く、王莽暴虐、百姓分崩、今枯旱連年、兵革並び起る、これ亦た天亡の時、高祖の業を復し、萬世を定むるの秋なりと。衆皆之を然りとし、乃ち親客を分遣して、諸縣の兵を發せしめ、縯自ら春陵の子弟を發す。皆恐懼して、亡げ匿る。曰く、伯升我を殺すと。すてにして、秀が絳衣大冠せるを見、皆驚いて曰く、謹厚の者復た之を爲すと。乃ち自ら安んず。凡そ七八千人を得、賓客を部署し、自ら柱天都部と稱す。秀時に年二十八。李通未だ發せずして、事覺はれ、守及び家屬皆死す。すてにして、縯、新市平林を招説し、その帥王鳳、陳牧とともに、西、長聚を撃ち、進んで唐子

郷を屠り、又湖陽の尉を殺し、棘陽、南陽府新野縣を抜き、李軼、鄧晨、皆賓客を將とし、來り會す。すてにして、莽の守將甄阜、梁邱賜と戰つて利あらず。下江の兵五千餘人、宜秋に至るに會し、續と秀と、其壁に造り、王常に説くに合縱の利を以てす。常悟り、餘將の爲めに之を言ふ。皆曰く、王將軍なくば、吾が屬、幾んど不義に陥らむ。と。即ち軍を引いて、諸部の漢軍及び新市、平林の兵と合す。これより、諸部心を齊くし、銳氣益す。壯なり。續大に軍士を饜し、卒を休むる三日。地皇三年十二月晦、師を潜めて、夜起り、藍郷を襲取して、阜賜の輜重を得。明年春正月、阜賜を攻めて、之を誅し、又莽の將嚴尤、陳茂を潁陽に破り、遂に宛を圍む。これより先、青徐の賊衆、數萬人と雖も、文書號令、旌旗部曲なし。漢兵起るに及び、皆將軍と稱し、城を攻め、地を畧し、書を移して稱説す。莽之を聞いて始めて懼る。

更始の即位

春、陵戴侯の曾孫玄、亦た漢の宗室を以て、平林兵中に居り。時に漢兵十餘萬、兵すてに多くして、統一するところなし。諸將相議し、劉氏を立て、人望に従はむと欲す。下江の將王常、南陽の豪傑等、皆續を立てむと欲す。而して、新市、平林の將帥、續の

昆陽の戰

威明を憚り、玄の懦弱を貪り、先づともに策を定めて、之を立て、二月朔、壇場を清水の上に設け、玄、皇帝の位に即き、大赦して元を改め、續を以て大司徒となし、秀を太常、偏將軍となす。これに由つて、豪傑や、望を失ふ。次いで三月、秀、昆陽定陵を下し、五月、續宛を抜き、更始入つて都す。

莽、更始の立つを聞いて、大に懼れ、乃ち司徒王尋、司空王邑をして、大に州郡の兵を發せしめ、兵法に明かなるもの六十二家を召して、軍吏に備へ、長人、巨毋霸を以て、壘尉となし、又諸の猛獸、虎豹、犀象の屬を驅り、以て威を助く。洛陽に至るや、州郡の兵、會するもの四十二萬人、百餘萬と號す。旌旗輜重、千里絶えず。更始元年五月、潁川より出て、嚴尤、陳茂と合す。諸將兵の盛なるを見、皆反り走つて、昆陽、南陽府葉縣に入り、惶怖の餘、散じて諸城に歸らむと欲す。劉秀曰く、今兵殺すてに少くして、外寇疆、大力を并せて之を禦ぐ。功庶くは立つへし。もし分散せむと欲すれば、勢俱に全きなし。今心膽を同うして、共に功名を擧げず、反つて妻子財物を守らむと欲するか。と。諸將怒る。會ま候騎還つて言ふ、大兵且さに城下に至らむとすと。秀復た圖畫成敗を爲す。皆曰く、諾と。時に城中唯だ八九千人。秀、王鳳、王常をして、昆陽を守ら

しめ、夜、李軼等十三騎と、城の南門を出て、兵を外に收む。尋邑二將、兵を縱つて、昆陽を圍む。鉦鼓の聲、數十里に聞ゆ。或は地道を爲り、衝鞠城を撞き、積弩亂發、矢下ること雨の如く、城中戸を負うて汲む。風等降を乞へども、許さず。尋邑自ら功、漏刻に在るを以て、軍事を以て、憂と爲さず。すてにして、秀、鄧の定陵、許州、鄆城縣に至り、悉く諸營の兵を發す。諸將財物を貪惜し、兵を分つて之を守らむと欲す。秀曰く、今若くし敵を破らば、珍寶萬倍大功成るべし。もし敗るところと爲らば、首領餘すなく、何の財物かあらむと。乃ち悉く之を發するを得。秀、自ら步騎千餘に將として、前鋒となり、大軍を去ること四五里にして、陳す。尋邑兵數千を遣して、合戦す。秀、之に奔り、斬首數十級。諸將喜んで曰く、劉將軍、平生小敵を見れば怯、今大敵を見て勇む、甚だ怪むべきなり。且つ復た前に居り、請ふ將軍を助けむと。秀復た進む。尋邑兵却き、諸部ともに之に乗じ、斬首數百千級。連に勝つて遂に前む。諸將膽氣益す。壯、一百に當らざるなし。秀乃ち敢死の者數千人と、城西水上より、その中堅を衝く。尋邑の陣亂る。漢兵銳に乗じて、之に奔り、遂に尋を殺す。城中亦た鼓噪して出て、中外勢を合し、震呼天地を動かす。莽の兵、大に潰え、走るものは、相騰踐し、伏尸百餘里。大雷風に會

し、屋瓦皆飛び、雨下ること注ぐが如く、澧川盛に溢れ、虎豹皆股戰し、士卒溺死、萬を以て數ふ、水爲に流れず。

劉縯の死

昆陽の一戦、劉秀奇勝を制せしより、海内の豪傑、翕然として響應し、皆その牧守を殺し、自ら將軍と稱し、漢の年號を用ひ、以て詔命を待ち、旬月の間、天下に徧ぬし。秀進んで、潁川の屯兵を徇ふ。巾車郷の郡掾馮異、五縣を監し、漢兵の獲るところとなり、遂に降る。はじめ、新市、平林の諸將、固より二劉の威明を忌む。こゝに於て、縯秀の名聲、益す盛なるを以て、陰に更始に勸めて之を除かしむ。縯の部將劉稷、勇、三軍に冠たり。更始の立つや、怒つて曰く、もと兵を起して、大事を圖りしは、伯升兄弟なり。今、更始何するものぞと、拜するを肯ぜず。更始乃ち兵を陳し、稷を收め、將に之を誅せむとす。縯固く争ふ。李軼、朱鮪、因つて更始に勸め、并せて縯を殺さしむ。秀、潁川より馳せ、宛に至つて謝す。司徒の官屬、迎へて秀を弔ふ。秀與に私語を交へず。惟だ深く過を引くのみ。未だ嘗て自ら昆陽の功に伐らず。又敢て縯の爲に喪に服せず。飲食言笑、平常の如く。唯だ枕席涕泣するところあり。更始是を以て慙ぢ、秀を拜して、破虜大將軍となし、武信侯に封ず。

隗囂と公孫述

海内すべてに漢に應ずるもの多し。成紀の隗氏は、元と赤狄の裔なり。崔義二人、同じく兵を起して、漢に應じ。崔の兄の子囂、素より名あり、經書を好むを以て、ともに推して、上將軍となす。囂、平陵の方望を聘して、軍師となす。望、囂に説いて、廟を立て、高祖、太宗、世宗を祀り、臣執事と稱し、馬を殺して、同じく盟ひ、檄を郡國に移し、莽の罪惡を數め、兵十萬を勸し、雍州の牧を擊殺し、諸將を分遣し、隴西、武都、金城、武威、張掖、酒泉、敦煌を徇へて、皆之を下す。之に次いで、公孫述、又兵を成都に起す。はじめ、述、清水、甘肅、秦州、清水縣の長となり、能名あり、導江、卒正に遷り、臨邛、四川、邛州を治む。南陽の宗正、兵を起して、漢中を徇へ、以て漢に應じ、衆數萬人。述、使を遣して、之を迎へ、成等、成都に至る、虜掠暴橫甚し。述、乃ち郡國の豪傑に謂つて曰く、これ寇賊、義兵に非ずと、乃ち詐つて、漢の使者述を將軍に拜し、益州の牧を兼ねしむといひ、成を擊つて、之を殺し、其衆を并す。

すべてにして、更始、王匡を遣して、洛陽を攻め、申屠建、李松をして、武關を攻めしめ、三輔震動す。析人鄧暉、王匡、兵を起す。莽憂ひて出づるところを知らず、將軍九人を

王莽の死

拜し、皆虎を以て號となし、精兵數萬を將ひて東せしむ。衆、鬪意なく、華陰、回谿に至り、隘を距いて自ら守る。匡、暉之を撃つて敗走し、南、閿鄉、河南、陝州、閿鄉縣に出て、武關を開いて、漢兵を迎へ、弘農尉王憲を以て校尉となし、數百人に將とし、北、渭を渡つて、瀕陽に至る。過ぐるところ、迎へ降り、諸縣の大姓、各兵を起し、漢將と稱し、憲に従ふ。秀松等軍を引いて、華陰に至る。而して、長安の旁兵、四に城下に會し、争つて先づ城に入らむと欲す。九月朔、兵入り、明日、城中の少年、作室門を燒き、火掖庭に及ぶ。黃皇室主曰く、何の面目か、以て漢家に見えむと、自ら火中に投じて死す。莽、火を宣室の前殿に避く、火輒ち之に隨ふ。莽、席を旋し、斗柄に隨ひ、坐して曰く、天徳を予に生ず、漢兵其れ予を如何と、はじめ、莽、威斗を鑄、五石の銅を以て、之を爲り、北斗の如くし、以て衆兵を厭勝せむとし、司命之を負ひ、出でては前に在り、入つては旁に在り、斗柄は即ち是なり。又、明日、群臣、莽を扶けて、漸臺に之く、衆兵臺に上る。商人杜吳、莽の校尉、公賓就を殺し、莽の首を斬り、軍人莽の身節を分ち、解櫛之を分ち、就ち持して、王憲に詣る。憲、自ら漢の大將軍と稱し、城中の兵、皆屬す。居ること二日、李松等、長安に入り、趙萌、申屠建、亦た至る。王憲が璽綬を得て上らず、多く宮女を挾み、天子

の鼓旗を建てしを以て、收めて之を斬り、莽の首を傳へて宛に詣り、市に懸く。百姓ともに之を提擧し、或は切つて其舌を食ふものあり。

王莽はじめ、外戚より起り、節を折り、行を力め、以て名譽を要し、位に居り、政を輔くるに及び、國家に勤勞す。すてにして、位を竊んで南面し、顛覆の勢、桀紂よりも險而して、莽晏然自ら黃虞復た出づとなし、乃ち始めて恣睢、その威詐を奮ひ、毒、諸夏に流れ、亂蠻貊に及び、四海騷然、遠近ともに發し、城地守らず、肢體分裂す。書傳載するところの亂臣賊子より、その禍敗を考ふるに、未だ此の如く甚しきものあらざるなり。莽の如きは、經義を引き、巧に奸惡を飾りしものといふべし。蓋し、その初、漢を奪ふに當りて、その行、大に人を服するものあり、晚節末路、かくの如きもの、躁急その性を爲し、煩令苛法を行ひしに由らずむばあらず。一言以て之を蔽へば、天下を篡するに巧にして、之を守るに拙なるもの、而かも是れ、六經舊法の爲に誤られしもののみ。

第三十三章 更始と光武の即位

更始の施政

王匡、洛陽を抜き、更始將に之に都せむとし、劉秀を以て司隸校尉を行はしむ。秀乃ち僚屬を置き、文を作り、諸事司察に移し、一に舊章の如くす。時に三輔の吏士、東して更始を迎ふ。諸將過ぐるを見るに、皆冠幘、而かも婦人の衣、諸子縵跣を服す。之を笑はざるなし。司隸僚屬を見るに及び、皆歡喜して、自ら勝えず。老吏或は涕を垂れて曰く、圖らざりき、今日復た漢朝の威儀を見むとは、是に由つて、識者心を屬す。更始遂に北して、洛に都す。更始使をして、赤眉を降さしむ。樊崇等、漢室の興復を聞き、その兵を留め、自ら渠師二十餘人を將ひ、使者に隨つて洛陽に至る。皆封じて列侯となす。然れども、未だ國邑あらず、その衆、漸く離畔す。乃ち復た亡げて歸り、亂を爲すこと、前の如し。

更始はじめ、洛陽に都せしが、尋いて長安に遷り、宗室功臣を封じて、王となすもの、凡そ二十人、群小膳夫、濫に官爵を授け、隗囂を徵して、右將軍となす。その後、方望といふもの、前の定安公劉嬰を立て、帝となし、臨涇、甘肅、鎮州、鎮原縣に據りしが、更始、丞相李松を遣はし、撃つて之を斬らしむ。

更始、大將をして、河北を徇へしめむと欲す。大司徒賜言ふ、諸家の子、獨り文叔用

鄧禹と馮異

ふべきなりと、朱鮪等、以て不可となし、賜深く之を勸む、乃ち秀を以て、大司馬の事を行はしめ、節を持し、河北を渡つて、州郡を鎮慰せしむ。秀の過ぐるところ、官吏を考察し、能否を黜陟し、囚徒を平遣し、莽の苛政を除いて、漢の官名を復す。吏民喜悅し、争つて牛酒を持して迎勞す。秀皆受けず。南陽の鄧禹、策に杖き、秀を追ひ、鄴に及び、之に説いて曰く、今山東未だ安からず、赤眉の屬、動もすれば、萬を以て數へ、更始常才、自ら聽斷せず、諸將皆庸人、屈起して志、財物に在り、深慮遠圖、主を尊び、民を安ぜむと欲するものあるに非ざるなり。明公素より盛徳大功あり、天下の嚮服するところとなる。今の計を爲すもの、英雄を延攬し、務めて民心を悅ははじめ、高祖の業を立て、萬民の命を救ふに如くはなし。天下は定むるに足らざるなりと。秀大に悅び、因つて禹をして、常に中に宿止せしめ、與に計議を定め、諸將を任使する毎に、多く禹に訪ひ、皆その才に當つ。主簿馮異、又進説して曰く、更始政亂れ、百姓依るなし、人久しく飢渴すれば、充飽を爲し易し、宜しく官屬を分遣し、郡縣を循行し、惠澤を宣布すべしと。秀之を納る。

王郎

景帝八世の孫劉林、又秀に言つて曰く、赤眉、今河東に在り、河水を決して、之に灌げば、百萬の衆、魚とならしむべしと。秀答へず。去つて真定に行く。こゝに於て、卜者王郎を以て、成帝の子子輿となし、趙國の大豪、李育、張參等とともに、邯鄲に入り、郎を立てて、天子となし、幽冀を徇下し、檄を州郡に移す。趙國以北、遼東以西、風を望んで響應す。

秀、王郎新に盛なるを以て、乃ち北して、薊、直隸順天府大興縣を徇ふ。時に耿況、上谷太守たり、その子弇をして、長安に詣らしむ。宋子(直隸趙州)に至るや、王郎の起るに會し、弇、秀の虚奴に在るを聞き、乃ち馳せて上謁す。秀留めて長史に署し、與に俱に北して、薊に至り、功曹王霸をして、市中に至り、人を募つて、王郎を撃たしむ。市人皆大に笑ひ、手を以て、之を擁掖す。霸慚慚して退く。秀將に南に歸らむとす。弇曰く、今兵南方より來る、南行すべからず。漁陽太守彭寵は、公の邑人、上谷太守は、即ち弇の父なり、この兩郡を發せば、控弦萬騎、邯鄲慮るに足らざるなりと。秀の官屬曰く、死するも尙ほ南首せむ、奈何か、北行して、襄中に入らむと。秀、弇を指して曰く、これ我が北道の主人なりと。

劉秀の困乏

武帝五世の孫劉接兵を薊中に起して、王郎に應じ、城中擾亂す。こゝに於て、秀趣かに駕して、城を出て、常に道傍に舍食し、敢て城邑に入らず。蕪婁亭、直隸深州饒陽縣東北に至る、時に天寒烈しく、馮異豆粥を上る。饒陽に至るや、官屬皆食に乏し。晨夜兼行、霜雪を蒙犯し、面皆破裂す。滹沱河に至る、候吏還つて白す、河水流澌、船の濟るべきなしと。秀、王霸をして、往いて之を視せしむ。霸衆を驚かさむとを恐れ、還るや、即ち詭つて曰く、氷堅くして渡るべしと。遂に前んで、河に至る、河水適ま合す。乃ち渡る。未だ數騎を畢らずして、氷解く。南宮、直隸冀州南宮縣に至り、大風雨に遇ひ、道傍の空舍に入る。馮異薪を抱き、鄧禹火を藪し、秀、竈に對して、衣を燎る。馮異復た麥飯を進む。下博、深州下博縣に至る、惶惑之くところを知らず。白衣の老人あり、指して曰く、努力せよ、信都は、長安の爲めに城守す、こゝを去ること、八十里と。秀即ち馳せて、之に赴く。時に郡國皆すでに王郎に降り、ひとり信都太守任光、和戎太守鄧彤、從ふを肯せず。光、孤城を以て獨守し、全うする能はざるを恐れ、秀の至るを聞くや、大に喜び、門を開いて迎謁し、吏民皆萬歲を呼ぶ。鄧彤亦た和戎より來る、會議の者、多く信都の兵に困つて、自ら送つて、西に還るべきを言ふ。鄧彤以て不可となし、

王郎の滅亡

秀乃ち止む。秀、一郡の兵を以て、猶ほ弱しと爲す。光乃ち傍縣を發し、精兵四千人を得たり。こゝに於て、光、彤を拜して、大將軍となし、兵に將として、以て從はしむ。光、多く檄文を作つて曰く、大司馬劉公、城頭子路、刁子都の兵、百萬の衆を將ゐて、東方より來り、諸反虜を撃つと。吏民檄を得て、相告語す。劉植、耿純、各その宗親子弟を率ゐて、秀の衆を迎へ、稍や合して、數萬人に至る。乃ち北、中山を撃ち、虛奴を抜き、過ぐるところ、奔命の兵を發し、檄を邊部に移し、ともに邯鄲を撃つ。邯鄲復た響應す。次いで、南、元氏、房子を撃ち、皆下る。因つて趙の界に入る。時に王郎の大將李育、栢人に屯す。進み戰つて、大に之を破る。育還つて、城を保つ、之を攻むれども、下らず。こゝに於て、兵を引いて、廣阿(直隸趙州隆平縣)を抜く。

始め、薊中の亂、耿弇、秀と相失し、乃ち北して、昌平(直隸順天府昌平縣)に走り、その父況に就いて、邯鄲を撃たむと乞ふ。況、邯鄲方に盛なるを以て、力獨り拒ぐ能はず。寇恂曰く、東、漁陽を約し、心を同らし、衆を合せば、邯鄲圍るに足らざるなりと。況、恂を遣し、彭寵に約せしむ。寵の吏吳漢、蓋延、王梁、方に寵に勸め、秀に從はしむ。恂の至るや、寵乃ち步騎三千を發し、漢、延、梁の三人をして、之に將として、薊を攻めしめ、郎

の將趙固を斬る。洵、漁陽より還り、長史景丹及び弁と兵に將として、俱に南し、漁陽の軍を合し、過ぐるところ、王郎の大將以下三萬級を擊殺し、縣を定むる二十有二、前んで廣阿に至り、城中車騎甚だ衆きを聞く、景丹何の兵なりやを問ふ。曰く、大司馬劉公なり、と、諸將大に喜び、即ち進む。城中はじめ傳語す、二郡の兵、邯鄲の爲に來ると、秀自ら兵を勸し、城に登つて、之を問ふ。耿弇、城下に拜し、具さに兵を發せしめ、狀をいふ。秀乃ち悉く召し入れ、丹等を以て副將軍となし、況、龍に大將軍を加ふ。會ま更始、尙書令謝躬をして、六將軍を率ゐて、郎を討たしめ、下す能はず。秀乃ちとも、に軍を合して、鉅鹿を圍む。郎の大守王儁、城守月餘、連りに攻れども克たず。耿純曰く、久しく王儁を守れば、士卒疲敝せむ、如かず、大兵精銳、進んで邯鄲を攻めむには、もし王郎すでに誅せらるれば、鉅鹿は戰はずして自ら服せむ、と、秀之に従ふ。四月、軍を邯鄲に進め、連戰之を破る。郎、杜威をして降を降はしむ。威、郎は實に成帝の遺體なりと稱す。秀曰く、たとひ成帝をして復た生かしむるも、天下は得べからず、況んや、詐子與をや、と、威、萬戶侯を求む。秀曰く、願るに身を全うするを得ば可なり、と、威怒つて去る。秀急に之を攻め、遂に邯鄲を拔く。郎亡げ走る。王霸追うて、之を斬る。

秀、文書を收め、吏人郎と交開し、誘殺するもの、數千を得たり。秀、省みず、諸將を會して、之を燒いて曰く、反側の子をして、自ら安せしむ、と、秀、吏卒を部分す、皆願くは、大樹將軍に歸せむといふ。大樹將軍は、馮異なり、異、人と爲り、謙退伐らず、止舍する毎に、諸將並び坐して功を論ず、異常に獨り、樹下に屏く、故に此號あり。

邯鄲すでに敗れ、劉秀漸く河北を定むるを得たり。これより先、更始都を遷して、長安に居る。こゝに於て、使を遣し、秀を立て、蕭王となし、兵を罷めしむ。蕭王、邯鄲宮に居り、晝、溫明殿に臥す。耿弇入つて謁し、上谷に歸り、兵を益さむを請ふ。王曰く、河北略平、兵を益す何爲れぞ。弇曰く、王郎破ると雖も、天下兵革正に始む、聖公辨ずる能はざれば、敗必ず久しからず、と、王、起坐して曰く、卿言を失す、吾、卿を斬らむ。弇曰く、大王、弇を哀厚する、父子の如し、故に敢て赤心を披く。王曰く、我、卿に戯るのみ、何を以て之を言ふ。弇曰く、百姓、王莽に患苦し復た劉氏を思ふ、漢兵起るを聞いて、歡喜せざるなく、虎口を去つて慈母に歸するを得るが如し。今、更始天子となり、諸將命を山東に擅にし、貴戚都内に縱横たり、元元心を叩いて、更に莽の朝を思ふ、是

蕭王始めて
心あり

諸賊の剿平

を以てその必ず敗るゝを知るなり。公の功名、すでに著はる。義を以て、天下を征伐す、れば檄を傳へて、定むべし。天下は至重、他姓をして之を得せしむべからず。聞く使者西方より來り、兵を罷めしめむと欲す、と従ふべからざるなり、と。王乃ち辭するに河北未だ平からざるを以てし、微に就かず、こゝに於て始めて更始に武あり。

この時、銅馬、大彤、高湖、重連、鐵脛、大槍、尤來、上江、青犢、五校、檀鄉、五幡、五樓、富平、獫狁等の諸賊、或は土地山川を以て名となし、或は軍容疆盛を以て號となし、各部曲を領し、衆數十百萬人を合せ、所在寇掠す。蕭王將に之を撃たむとし、乃ち吳漢、耿弇を拜して、ともに大將軍となし、節を持し、幽州の突騎を發せしめ、更始二年秋、自ら銅馬を鄴、直隸保定、東鹿縣に撃つ。吳漢突騎を將ゐて、來り會し、王營を堅くして、自ら守り、賊の糧道を絶つ。賊、夜遁れ去る。王、追撃して、大に之を破り、降を受けて、未だ盡さず。高湖、重連の諸賊、東南より來り、銅馬の餘衆と合し、王復た輿に大に戰ひ、悉く破つて之を降し、その渠帥を封じて、列侯となす。降者自ら安んぜず。王、その意を知り、救して各營に歸り、兵を勸せしめ、乃ち自ら、なほ輕騎に乗じ、部陳を按行す。降者相語つて曰く、蕭王赤心を推して、人の腹中に置く、安んぞ死に投ぜざるを得むや。

と。是に由つて、皆服し、悉く以て諸將に分配す。衆遂に數十萬、こゝに於て、關西蕭王を號して、銅馬帝といふ。赤眉の別帥、青犢、上江、大彤、鐵脛等諸賊十餘萬と合し、射尤(河南懷慶府河内縣)に在り、王之を撃破し、南、河内を徇ふ。太守韓歆降る。謝躬數ば王を襲はむと欲し、未だ發せず。兵數萬を率いて、鄴に屯す。王、尤來の賊を邀ふ。躬の兵、大に敗る。王、吳漢、岑彭をして、鄴を襲はしめ、遂に躬を斬り、その衆、悉く降る。

赤眉の西遷

これより先、赤眉數ば勝つと雖も、疲弊愁泣、東歸せむと欲す。その渠帥樊崇等、衆東向すれば、必ず散ぜむことを慮り、西、長安を攻むるに如かずとなし、崇と逢安とは、武關よりし、徐宣、謝祿、楊音等は、陸渾よりし、兩道俱に入る。更始、蘇茂をして、之を拒がしむ。軍敗れ、赤眉遂に進んで湖に至る。

蕭王將に北、燕、趙を徇へむとす。赤眉必ず長安を破りしを度り、乃ち鄧禹を拜して前將軍となし、兵に將として、西、關に入らしむ。時に朱鮪、李軼、洛陽を守り、鮑永、田邑、并州に在り、王、河内の險要富貴を以て、守者を擇ばむと欲し、其人を難じ、鄧禹に問ふ。禹曰く、寇、恂、文武備足、禦衆の才あり、と。乃ち恂を拜して、河内太守となし、謂つ

寇恂河内を守

光武の即位

て曰く、むかし高祖蕭何を關中に留む、吾今公に河内を委す、當に軍糧を給足し、士馬を率屬し、他兵を防遏して、北渡せしむる勿れと。馮異を拜して孟津將軍となし、兵を河上に統べ、以て洛陽を拒ぐ、王乃ち兵を引いて北す。恂、餼糧を調へ、器械を治し、以て軍に供し、未だ嘗て乏絶せず。

更始の將朱鮪、李軼が異心あるを疑ひ、之を殺し、兵を分つて、溫及び平陰を攻む。寇恂、馮異之を撃破し、檄を移し、狀を上る。諸將入つて賀す。馬武進んで曰く、大王宜しく先づ尊位に即き、乃ち征伐を議すべし。今此れ誰を賊として、馳騫之を逐はむや、と。聽かず。遂にして、蕭王薊より還り、中山に至る。諸將又尊號を上らむを請ふ。王許さず。南平棘(直隸趙州)に至り、諸將復た固く請ふ。王曰く、寇賊未だ平かならず、四面敵を受く、何ぞ遽かに位號を正さむとするか、と。諸將出でむとす。耿純進んで曰く、士大夫親戚を捐て、土壤を棄て、大王に矢石の間に従ふもの、龍鱗を攀ぢ、鳳翼に附し、以て其志ざすところを成さむと欲するのみ。今大王時を留め、衆に逆ひ、號位を正さざれば、士大夫望絶え計窮り、去歸の思あらむ。大衆一たび散ずれば、復た合し難しと。純の言甚だ誠切。王深く感じて曰く、吾將に之を思はむとす、と。行いて、鄗

(趙州高邑縣)に至り、馮異を召し、四方の動靜を問ふ。異曰く、更始必ず敗れむ。宗廟の憂は大王に在りと。會ま儒生、疆華、關中より、赤伏符を奉じ、來つて王に詣る。群臣因つて、復た奏し請ふ。乃ち位に鄗の南に即き、元を改めて建武といひ、天下に大赦す。東漢の光武皇帝、是れなり。

その翌七月、帝使をして、節を持し、鄧禹を拜して、大司徒たらしめ、赤伏符を按じ、又王梁を以て、大司空となし、又讖文を以て孫威を用ひ、大司馬を行はしめむと欲す。衆悦ばず。即ち吳漢を拜す。はじめ、更始、伏湛を以て、平原太守と爲す。時に天下兵起り、湛ひとり晏然、百姓を撫循し、一境以て全し。帝徵して尙書と爲し、舊制を定めしめ、又禹が西征せしを以て、湛を拜して司直と爲し、尙書の事を行はしむ。

帝、吳漢を遣はし、朱祐等大將軍を率ひて、朱鮪を洛陽に圍ましむ。數月にして、下らず。帝、岑彭かつて、鮪が校尉たりしを以て、往いて、之に説かしむ。鮪曰く、大司徒害を被るとき、鮪その謀に與り、又更始を諫め、蕭王をして北伐するなからしむ。自ら罪の深きを知り、敢て降らずと。彭還つて之を言ふ。帝曰く、大事を擧ぐるものは、小怨を思はず。鮪、今もし降らば、官爵保つべし。況んや、誅罰をや。河水此に在り、吾言を

洛陽の夏都

食まずと、彭復た往いて告ぐ、師乃ち降る。十日車駕洛陽に入り、南宮に幸し、遂に都を定む。

長安城中の亂

これより先、赤眉、長安を窺ひ、進んで湖に至るや、張卬諸將と議して曰く、赤眉至らむとし、滅さるゝ久しからず、如かず、長安を掠めて、南陽に還らむには、事もし成らざれば、復た湖池中に入つて、盜をなさむのみ、と入つて、更始に説く、更始怒り、王匡、陳牧、成丹、趙萌をして、新豊に屯せしめ、李松をして、楸に軍せしめ、以て赤眉を拒ぐ。卬、申屠建、隗囂と謀を合せ、共に更始を刳し、前計を爲さむと欲す。更始之を知り、建を斬り、兵をして、囂の第を圍ましむ。卬等兵を勸し、門を焼いて、入つて戰ふ。更始大に敗れて、新豊に走る。すてにして、復た王匡等卬と謀を合するを疑ひ、乃ち並に召し入る。牧、丹先つ至つて、斬らる。匡、長安に入り、卬等と合す。更始之を攻め、匡等敗走す。更始乃ち復た長安に入るを得たり。隗囂さきに更始に歸せしも、降されて御史大夫たり、こゝに至つて、走つて天水に歸る。

長安の亂、かくの如く、赤眉の賊兵を拒ぐものなく、進んで華陰に至る。方望の弟

劉盆子位に即

陽、更始かつて其兄を殺せしを怨み、樊崇に説いて曰く、將軍百萬の衆を擁し、西帝城に向ふ、而して名は群賊たり、以て久うすべからず、如かず、宗室を立て、義を挾んで誅伐し、此を以て號令せむには、誰か敢て従はざらむ、と、崇等以て然りと爲し、乃ち軍中に於て、城陽章王の後を求めて、七十餘人を得たり、唯だ劉盆子、最も親なり、遂に共に立て、天子と爲す。時正に光武の即位と前後せり。盆子年十五、髮を被りて、徒跣、諸將皆臣と稱して、拜するを見、恐怖して啼かむと欲す。すてにして、更始の叛將王匡、張卬等、赤眉を迎降し、兵を連れて進み、建武元年九月、遂に長安に入る。更始單騎にして走る。帝、更始の破敗を憐み、詔して、淮陽王に封ず。之に次いで、赤眉書を下して曰く、聖公降れば、長沙王に封ぜむ、二十日を過ぐれば、受くるなからむ、と。更始乃ち劉恭をして、降を赤眉に請ひ、謝祿をして之を受けしむ。劉恭、本約の如くせむと請ふ。樊崇等、更始を封じて長沙王をなし、常に謝祿に依つて居る。すてにして、三輔、赤眉の暴虐に苦み、更始を盗み出さむと欲す。張卬等、以て慮となし、謝祿をして之を縊殺せしむ。劉恭夜往いて其屍を藏し、後、光武、鄧禹をして之を霸陵に葬らしむ。

更始の死

第三十四章 群雄の剿平

鄧禹兵を遣む

赤眉新に長安を略定し、財賦方に盛にして、その鋒銳精當るべからず。鄧禹先づ撃つて河東を定め、更始の將樊參、劉均等を斬り、終に河を渡り、左輔の兵を敗る。この時、劉盆子、長樂宮に居り、兵士暴掠、百姓の歸するところを知らず、禹勝に乗じて、獨り進み、師行紀ありと聞き、皆風を望み相攜負して以て迎ふ。禹輒ち軍を停め、節を駐めて以て之を勞ふ。垂髻戴白、その車下に滿ち、感悅せざるなし。こゝに於て、名關西に震ふ。諸將皆禹に勸めて、徑に長安を攻めしむ。禹曰く、吾が衆多しと雖も、能く戰ふもの少く、前に仰ぐべきの積なく、後に轉饋の資なし、夫れ盜賊群居、終日の計なく、變故萬端、能く堅守するものに非ざるなり。上郡、北地、安定、穀に饒にして、畜多し、吾且つ兵を北道に休ましめ、糧に就いて、士を養ひ、その敵を觀ば、乃ち圖るべきなりと。こゝに於て軍を引いて、北栒邑、陝西、邠州、三水縣に至る。過ぐるところの郡縣、皆門を開いて歸附す。

隗囂の長安より亡げて、天水に歸るや、その衆を招聚し、復た故地に據り、自ら西

隗囂

長安一たび平

赤眉長安を復す

州上將軍と稱す。三輔の士大夫亂を避くるもの、多く之に歸す。囂、身を傾けて引接し、布衣の交を爲し、范滂を以て祭酒となし、鄧興を祭酒となし、申屠剛、杜林を治書となし、馬援、王元等を將軍となし、班彪の屬を賓客と爲す。これに由つて、名、西州に震うて、山東に聞こゆ。建武元年十二月、鄧禹制を承け、使を遣し、節を持し、囂に命じて、眞の西州大將軍たらしめ、専ら涼州朔方の事を制するを得せしむ。

建武二年正月、長安城中食盡く。赤眉、珍寶を收載し、大に火を縱つて、宮室を燒き、兵を引いて西す。その衆、百萬と號し、南山より、城邑を轉掠し、遂に安定、北地に入る。こゝに於て、鄧禹、南して長安に入り、高廟に謁し、十一帝の神主を收め、送つて洛陽に至らしめ、吏士を園陵に置いて奉守し、長安一たび平ぐ。

然れども、長安の固、堅らず。秋九月、赤眉隴に上らむと欲するや、隗囂將を遣し、迎へ撃つて之を破る。赤眉乃ち復た東歸し、長安近傍の諸陵を發掘し、その寶貨を收め、鹵掠至らざるなし。鄧禹、之を撃ち、反つて敗るところとなり、出て、雲陽に之く。こゝに於て、赤眉遂に復た長安に入る。時に延岑兵を擁して、杜陵に屯す。赤眉の賊將、逢安之を撃ち、大に敗れ、その軍死者十餘萬人。然れども、猶ほ屈せず。鄧禹、戰數ば

利あらず、歸附するもの、日に散ず。帝乃ち馮異をして、之に代らしめ、勅して曰く、三輔さきに王莽更始の亂に遭ひ、重ねるに赤眉延岑の酷を以てし、元元塗炭、依訴するところなし、將軍辭を奉じて、諸の不軌を撃つ、營堡降るものは、その渠帥をして、京師に詣らしめ、その小民を散じて、農桑に就かしめ、その營堡を壊して、復た聚るなからしめよ、征伐は必ずしも、地を略し、城を屠るに非ず、之を平定安集するに在るのみ、諸將健闘せざるに非ず、然れども、虜掠を好む、卿本と能く吏士を御す、自ら修救し、郡縣の苦しむところとなる勿れ、と、異頓首して、命を受け、至るところ、威信を布き、群盜多く降る。乃ち又詔して鄧禹を徵して曰く、愼んで窮寇と鋒を争ふ母れ、赤眉穀なく、自ら當に來り降るべし。吾、飽を以て饑を待ち、逸を以て勞を待ち、折箠之を答つ、諸將の憂に非ざるなり、と、因つて復た妄りに兵を進むるを得るなからしむ。

この時、三輔大に饑え、人々相食み、城郭皆空しく、白骨野を蔽ひ、遺民往々聚つて營堡を爲り、各壁を堅うして、野を清む。赤眉、虜掠するも得るところなし、乃ち引いて東す。帝、侯進をして新安に屯せしめ、耿弇をして宜陽に屯せしめ、救して曰く、賊

もし東走すれば、宜陽の兵を引いて新安に會すべく、南走すれば、新安の兵を引いて、宜陽に合すべし、と、馮異、赤眉に華陰に遇ひ、戰ふこと數十合、五千餘人を降す。建安三年正月、馮異、征西大將軍となる。鄧禹さきに任を受けて、功なきを慚ぢ、數ば饑卒を以て、赤眉と戰ひ、常に利あらず、馮異と遇ふに及び、之を要して、戰はむとす。異曰く、賊衆尙ほ多し、恩信を以て、傾誘すべく、卒に兵を用ひて、破り難きなり、と。禹從はず、遂に戰ひ、軍潰え、すてにして、復た戰つて、大に敗れ、二十四騎を以て、脱して宜陽に還り、異は馬を棄て、走つて回谿坂に上り、麾下數人と營に歸り、その散卒を收め、壁を堅うして自ら守る。

赤眉の降伏

すてにして、馮異、赤眉と約し、期して會戰せむとし、豫め壯士をして、服を變じて、赤眉と同じく、道側に伏せしめ、賊衆を悉して異を攻むるに及び、乃ち兵を縱つて、大に戰ふ、日昃、賊氣衰ふ、伏兵卒に起り、衣服相亂れて、復た識別せず、遂に驚いて潰ゆ。追撃して、大に峭底に破り、男女八萬人を降す。帝、璽書を下して、之を勞す。赤眉の餘衆、東して宜陽に向ふ。帝、親ら六軍を勸し、陳を嚴にして、之を待つ。赤眉忽ち大軍に遇うて、驚震し、乃ち劉恭を遣はし、降を乞うて曰く、益子百萬の衆を將ひて降ら

ば、陛下何を以て之を待つか。帝曰く、汝を待つに不死を以てせむのみとす。てにし
て、盆子及び丞相徐宣以下、肉袒して下り、得るところの傳國璽綬を上り、兵甲を宜
陽城西に積む、熊耳山と齊し。時に赤眉の衆、尙ほ十餘萬人。帝、縣厨をして、皆食を賜
はしめ、明旦兵を陳して洛水に臨み、盆子の君臣をして、列して之を觀せしむ。帝、樊
崇に謂つて曰く、降を悔ゆること無きを得むや。朕、今卿をして、營に歸り、兵を勸し、
鼓を鳴らして、相攻め、その勝負を決せしめむ。強いて相服するを欲せざるなりと。
徐宣等、叩頭して曰く、長安東都の門を出て、聖德に歸命せむことを計議す。今日
降を得たるは、猶ほ虎口を去つて、慈母に歸するが如く、誠懼誠喜、恨むところなき
なり。帝曰く、卿は謂ゆる畿中の錚錚、僮中の佼佼たるものなりと。乃ち樊崇等に賜
ふに洛陽の田宅を以てす。帝、盆子を憐み、以て趙王の郎中となす。

綠林赤眉は、新朝の末に於ける二大賊なり。光武の起るや、主として綠林の力に
因り、赤眉、今新に亡ぶ。而して、天下未だ統一に歸せざる者は、豪傑邊隅に據り、僭し
て王と稱するもの多きに因る。劉永といふ者あり、孝王八世の孫にし、故の梁王立

劉永の滅亡

の子なり、更始の立つや、首として洛陽に至り、封ぜられて梁王となり、睢陽に都す。
後、永、更始の政亂るを見、兵を擧げて、濟陰、山陽等諸郡を下し、又賊帥西防の佼彊、
東海の董憲、瑯琊の張步等を拜して、皆將軍となし、之と兵を連ね、遂に専ら東方に
據り、自ら帝と稱す。建武二年に至り、帝、將軍蓋延を遣し、馬武等四將軍を督し、永を
伐たしむ。故の更始の將蘇茂、軍に在り、相能からざるを以て、遂に反して、廣樂、河南
歸德府、虞城縣に據り、永に降り、封ぜられて、淮陽王となる。延等、永の別將を擊破し、
遂に睢陽を圍み、數月にして之に克ち、永、譙に走る。茂、佼彊、周建と軍三萬人を合し、
て永を救ふ。延、ともに沛西に戦ひ、大に之を敗り、茂は奔つて廣樂に還り、彊建は永
に従つて湖陵を保つ。青徐の群盜張步等、劉永の破敗を聞き、皆惶怖して、降を乞ふ。
帝、伏隆をして、歩を東萊太守に拜せしむ。永之を聞き、即ち使を馳せ、歩を封じて、齊
王となし、董憲を封じて、海西王となす。歩、王爵を貪り、遂に隆を殺し、漢と絶つ。この
時、帝方に北は漁陽、彭寵の亂を憂ひ、南は梁楚を事とせしに因り、步、専ら齊地を集
め、郡十二に據るを得たり。赤眉滅ぶるの年、建武三年七月、睢陽の人、城を反して、永
を迎ふ。蓋延之を圍むこと百日。永、蘇茂、田建と突出して、奔らむとす。諸將追ふこと

彭寵の反

急なり、永の將慶吾、永の首を斬つて降り、蘇茂、田建、垂惠、江南、潁州府蒙城縣に走り、永の子紆を立て、梁王となし、倭疆は奔つて西防を保つ。

漁陽の太守彭寵は、はじめ帝を助け、王郎の役、突騎を發し、糧食を發し、前後絶えず。帝、銅馬の賊を追うて、薊に至るに及び、寵その功を自負し、意望甚だ高し。帝位に即くや、吳漢、王梁、三公となり、寵益す快快たり。幽州の牧朱浮、書を與へて曰く、遼東に豕あり、子を生む、白頭なり、將に之を獻ぜむとす。道にして群豕に遇へば、皆白し。子の功を以て、朝廷に論ぜば、亦た遼東の豕ならむと。帝乃ち寵を徵す。寵益す自ら疑ひ、遂に兵を發して反し、浮を薊に攻む。建武三年三月、浮救至らざるを以て、身を脱して、薊城に走り、遂に寵に降る。寵自ら燕王と稱す。五年二月に及び、寵齋して便室に在り、蒼頭子密等三人、寵の臥寢するに因り、ともに之を縛し、金玉寶物を收取し、寵及び其妻の頭を斬り、馳せて闕に至り、明旦官屬始めて覺る。その尙書韓立等、ともに寵の子午を立て、王となせしが、國師韓利、午の首を斬つて降る。帝、子密を封じて不義侯と爲す。

劉永、彭寵、皆その下の殺すところとなりしも、邊隅雄を稱するもの、猶ほ多し。寶

寶

融といふものあり、家世河西に仕官し、その土俗を知るを以て、更始の時、その兄弟と謀り、趙萌に因り、求めて都尉となり、すでに到るや、雄傑を撫結し、羌虜を懷輯し、その歡心を得、酒泉太守梁統等五人と尤も厚善なり。更始の敗るや、相會して計議し、融推されて、河西五郡の大將軍の事を行ふ。五郡は武威、張掖、酒泉、敦煌、金城なり。河西の民俗質樸、融等の政亦た寛和、上下相親み、晏然富殖、羌胡咸な服し、流民之に歸す。

盧芳

又盧芳といふものあり、安定の人なり、王莽の時、天下威な漢徳を思ふに、因り、芳詐つて武帝の曾孫劉文伯と稱し、安定の間を狂惑す。更始敗るに及び、芳自立して、上將軍西平王となり、使をして、匈奴と和親を結ばしむ。單于以爲へらく、漢中絶し、劉氏歸來す、當に漢が呼韓邪を立てたるが如くし、我に尊重せしむべしと。乃ち騎をして、迎へて匈奴に入らしめ、立て、漢帝となす。建武四年、五原の人李興、芳を迎へて、塞に入り、九原縣に居らしむ。芳自ら天子と稱し、匈奴と兵を連ね、北邊を侵す。

公孫述

公孫述、兵を成都に起したる後、更始、李寶を遣り、蜀漢を徇へしむ。述その弟恢を

して、縣竹(四川縣州德陽縣)に迎撃せしめ、大に之を破り、遂に自立して蜀王となり、民夷皆附く。こゝに至り、功曹李熊、述に勸めて、天子と稱せしむ。述、遂に帝位に即き、龍興と改元す。延岑といふものあり、更始の時、武當より起り、かつて赤眉を敗り、關中に據らむとし、漢將馮異の敗るところとなり、遂に南陽に走る。漢中王嘉、之を撃破して降す。すてにして、建武二年に及び、復た反し、漢中王嘉を走らしめ、遂に其他に據りしが、更始の將李寶の破るところとなり、天水に走る。公孫述、その隙に乘じ、漢中の南鄭を取る。嘉之を撃てども、利あらず。岑の敗るや、兵を引いて、散關(陝西漢中府鳳縣東北)に入る。嘉追撃して之を破る。嘉、後故の更始の將廖湛を敗り、漢に降る。述、將を遣り、關中より、江州に下り、東、扞關に據らしめ、こゝに於て、盡く益州の地を有つ。蜀中の亂、偶々述に利を與へしに過ぎず。

更始の諸將、南方に在りて降らざる者は、賈復、吳漢の爲に平治し、五穀の賊、帝の親征に亡び、馮異、延岑を破りしと雖も、江淮、山東、なほ服せざるものあり。秦豊は、黎丘、湖北襄陽府宣城縣北)に據り、楚の黎王と稱し、李憲は、廬江(安徽安慶及び廬州二府)に據りて、淮南王と稱し、後に帝と稱す。然れども、上記の三者、西方に在りて、長く

患をなさむとせり。

馬援漢に使す

建武四年、隗囂、馬援をして、往いて公孫述を觀せしむ。援、述と舊と里閭を同うして相善し、以爲へらく、すてに至れば、當に手を握り、歡ぶこと平生の如くすべし、と。而して述、盛に陸術を陳して、援を見、交も拜禮して畢るや、援を延いて、客館に就かしめ、威儀を備へ、百官を會し、援の爲に舊交の位を立つ。述、磬折して入り、禮饗甚だ盛なり。援を留めむと欲す。援、その客に謂つて曰く、天下雌雄未だ定らず、公孫述を吐いて國士を迎へ、與に成敗を圖らず、乃ち邊幅を修飾す、偶人形の如し、これ何ぞ久しく留まるに足らむや、と。因つて辭して歸り、囂に謂つて曰く、子陽は井底の蛙のみ、而して、妄りに自ら尊大、如かず、意を東方に專にせむには、と。囂乃ち援をして、書を洛陽に奉ぜしむ。はじめ到つて、良久、中黃門、引いて入る。帝、宣德殿南廡の下に在り、袒幘坐、迎、笑つて援に謂つて曰く、卿、二帝の間に遊遊す、今卿を見る、人をして大に慚ぢしむ、と。援、頓首、辭謝し、因つて曰く、當今の世、但だ、君、臣を擇ぶのみならず、臣も亦た君を擇ぶ、臣、公孫述と縣を同うし、少にして相善し、臣、前に蜀に至

る。述、陸載して後に臣を進む。臣今遠く來る。陛下何ぞ刺客姦人に非ざるを知らむ。而かも簡易かくの如し。と帝曰く。卿刺客に非ず。願ふに説客のみ。援曰く。天下反覆。名字を盗むもの勝えて數ふべからず。今陛下を見るに。恢廓大度。符を高祖と同うす。乃ち帝王自ら眞あるを知るなり。と。すてにして。來歙を遣し。援を送つて。隴右還らしむ。この冬。公孫述。兵を遣し。陳倉。陝西。鳳翔府。寶雞縣に屯せしめ。三輔を徇へむとす。馮異迎へ撃ち。大に之を破る。歙。兵を遣し。異を佐けて功あり。帝報ずるに手書。を以てし。その後。毎に異と勢を合して。述を挫く。述。使を遣し。大司空扶安王の印を以て。歙に授く。歙。その使を斬る。故を以て。蜀兵復た北に出でず。

はじめ。寶融等。帝の威徳を聞き。心東向せむと欲し。河西隔遠。未だ自ら通ずる能はざるを以て。乃ち隗囂に従つて。建武の正朔を受く。囂皆その將軍の印綬を假す。建武五年。馬援の歸るや。隗囂東方の事を問ふ。援曰く。上。才明勇略。人の敵に非らざるなり。且つ心を開いて。誠を見。隱伏するところなく。潤達にして。大節多く。畧。高帝と同じ。經學博覽。政事文辨。前世比なし。と。囂曰く。卿謂ふに。高帝に何如。援曰く。如かざるなり。高帝は可もなく。不可もなし。今上吏事を好み。動くこと。法度の如く。又

隗囂の異志

飲酒を喜ばず。蠶擇ばずして曰く。卿の言の如くして。反つて復た勝れるかと。すてにして。隗内。に異志あり。班彪に問うて曰く。戰國縱横の事。將に復た今に起らむとするか。と。彪。王命論を著はし。以て之を諷す。囂聽かず。彪乃ち地を河西に避く。寶融甚だ之を禮重す。彪。融の爲に書策し。之をして專意に漢に事へしむ。馬援亦た家屬を將ゐて。漢に歸す。すてにして。囂。辯士張元をして。融等に説かしめて曰く。更始事すてに成り。尋いで復た亡滅す。これ一姓再び興らざるの効なり。方今當に各土宇に據り。隴蜀と合従すべし。高ければ。六國となるべく。下なれば。趙佗たるを失はず。と。融等。豪傑を召して。之を議す。皆曰く。今皇帝の姓名。圖書に見はれ。前世皆漢再び命を受くるの符ありといふ。況んや。洛陽土地。最も廣く。甲兵最も強く。號令最も明かなり。符命を觀て。人事を察す。他姓未だ殆んど當る能はざるなり。と。融終に策を決して。東向し。長史劉歆等をして。書を奉じて。洛陽に詣らしむ。時に帝亦た使を發し。融に書を賜ひ。筠に道に遇ひ。ともに還つて見ゆ。帝融に璽書を賜はつて曰く。今益州に公孫子陽あり。天水に隗將軍あり。方に蜀漢相攻む。權將軍に在り。舉足左右。便ち輕重あり。此を以て之を言ふ。相厚からむと欲す。豈に量からむや。遂に桓文を

立て、微國を輔けむと欲せば、當に勉めて功業を卒ふべく、三分鼎足を欲せば、連横合従、亦た宜しく時を以て定むべし。今の議者必ず任器あり、趙佗七郡を制するの計を教へむ。王者は分土ありて、分民なし、自ら己の事を適とするのみと、因つて融に涼州の牧を授く。璽書河西に至る。河西皆驚き、以爲へらく、天子明に萬里の外を見る、と。

隗囂自ら西伯に比し、議して王を稱せむと欲す。鄭興、諫阻す。次いで廣く職位を置かむと欲す、興復た諫む。囂之を病んで止む。時に關中の將帥、數ば上書して、蜀撃つべきの状を言ふ。帝、書を以て囂に示し、因つて蜀を撃ち、その信を效さしむ。囂上書して、盛に三輔單弱、劉文伯邊に在り、未だ謀るべからざるを言ふ。帝、囂が天下の統一を願はざるを知り、こゝに於て、稍や其禮を屈し、君臣の儀を正さむとし、囂が馬援來歙と相善きを以て、數ば歙援をして、勸めて入朝し、又子を遣はして入侍せしむ。囂、劉永、彭寵皆破滅せしを聞き、乃ち長子恂を遣し、歙に隨つて、關に詣らしむ。帝以て胡騎校尉となし、鶴羗侯に封ず。囂、すでに子を遣はして、入侍せしむと雖も、猶ほその險阨を負み、方面を專制せむと欲し、その將王元、又之を勸む、申屠剛諫む

南方皆服す

れども、聴かず、こゝに於て、遊士長者、稍々之を去る。

王莽の末、交趾の諸郡、境を閉ぢて、自ら守れり。岑彭素と交趾牧鄧讓と善し、乃ち讓に書を與へて、國家の威徳を陳し、又偏將軍屈充をして、檄を江南に移し、詔命を班行せしむ。建武五年、讓、江夏の大守侯登、武陵の太守王堂、長沙の相韓福、桂陽の太守張隆、零陵の太守田翕、蒼梧の太守杜穆、交趾の太守錫光等と相率ゐ、使を遣はして、貢獻し、悉く封ぜられて、列侯となる。

公孫述、北に出でず、隗囂は未だ陽に事を擧げず、資融、すでに服し、西邊しばらく事なきの時、東方の戡定、着々として、其歩を進めたり。

張歩の平定

はじめ、耿弇從容帝に言ひ、自ら北、上谷の兵を收め、彭寵を漢陽に定め、張豐を涿郡に取り、還つて諸賊を收め、東、張歩を攻め、以て齊地を平げむとす。帝、その意を壯として、之を許す。彭寵、すでに其奴に殺され、弇、吳漢ともに群賊を平原に降す。因つて、弇に詔し、進んで張歩を討たしむ。建武五年十月、張歩、弇將に至らむとするを聞き、その將費邑をして、歷下、山東、濟南府、歷城縣治に軍せしめ、又兵をして、祝阿別於

泰山鍾城に屯せしめ、列營數十、以て之を待つ。兗河を渡り、先づ祝阿を拔き、費邑を巨里、青州府臨淄縣に誘致し、擊つて之を斬り、復た兵を進めて、未だ降らざる者を縱擊し、遂に濟南を定む。張歩、その弟藍をして、精兵二萬に將として、西安、青州府臨淄縣を守らしめ、諸郡の太守萬餘人を合して、臨淄を守る。相去ると四十里。兗軍を進めて、二城の間に居り、西安城、小にして堅く、藍の兵又精、臨淄は大と雖も、實は攻め易きを見、乃ち西安を攻むと揚言して、不意に臨淄を攻め、半日にして之を拔く。藍、西安を棄て、歸る。こゝに於て、歩、兵を率ゐ、二十萬と號し、臨淄、大城の東に至つて、兗を攻む。兗故らに弱を示し、以て其氣を盛にし、都尉劉歆をして、與に戰はしめ、兗、精兵を引いて、横に、歩の陣を東城の下に突き、大に之を破る。時に帝、魯に在り、兗が歩の攻むところと爲りしを聞き、自ら往いて之を救ふ。未だ至らず、兗又兵を出して、大に戰ひ、遂に之を破る。歩の兄弟、各兵を分つて、散じ去る。數日にして、車駕臨淄に至り、自ら軍を勞す。すてにして、兗、歩を追ふ。蘇茂、萬人に將として、之を救ふ。帝乃ち使をして、歩、茂に告げしめ、能く相斬つて降るものは、列侯に封ぜむといふ。歩、遂に茂を斬つて降り、その弟藍等、自ら獄に繋ぐ。詔して、皆之を赦し、歩を封じて安

定 諸方叛亂の起

邱侯と爲す。兗、歩の兵を罷遣し、各郷里に歸らしめ、齊地悉く平ぐ。後、歩逃れて臨淄に走り、その故衆を招いて海に入らむと欲す。陳、侵擊つて之を斬る。劉永の封ずるところ、海西王董憲、漢の叛將龐萌と結ぶ。帝かつて親ら之を征せしも、未だ盡く滅す。能はず。建武六年、將軍吳漢、之を破り、憲、萌皆首を洛陽に傳ふ。之と前後して、秦豐は將軍朱祐の爲に降され、李憲は將軍馬成の爲に虜にせられ、首を斬る。こゝに於て、江淮山東、悉く平き。唯だ西方の經營を剩すのみ。

關東すでに悉く平ぐ。こゝに於て、帝、書を關蜀に騰し、禍福を告示す。公孫述、屢ば書を中國に移し、自ら符命を陳し、以て衆を惑さむことを冀ひ、又荆邯の説を聽き、悉く兵を發し、延岑、田戎をして、分て兩道より出でしめ、漢中の諸將と兵を合し、勢を併せしむ。蜀人及びその弟光、固く事を争うて止む。延岑、田戎亦た數ば兵を請ひ、功を立てむとす。述、終に疑うて、聽かず。すてにして、述、兵を遣して、南郡に寇す。帝乃ち霖に詔し、天水より蜀を伐たむと欲す。霖、上言して、述の性嚴酷、上下相患ふ、その罪惡孰惡を待ちて、之を攻むべきをいふ。帝、その終に用を爲さざるを知り、乃ち之

隗囂の反

を討たむを謀り、耿弇、蓋延等七將軍を遣し、隴より蜀を伐つ。時に建武六年なり。幾もなくして、隗囂果して兵を發して、反し、王元をして隴抵に據り、木を伐つて道を塞がしむ。諸將與に戰つて大に敗る。囂勝に乗じ、王元行巡をして、二萬餘人に將として隴を下らしむ。馮異大に巡の軍を枸邑に破り、祭遵亦た王元を汧に破る。こゝに於て、北地の諸豪長耿定等、悉く囂に畔いて降る。はじめ、馬援、囂が漢に貳ならむと欲するを聞き、數ば書を以て之を責む。囂書を得て、増す怒る。こゝに於て、援上書し、願くは行在に至り、囂を滅するの術を極陳せむといふ。帝乃ち之を召し、援具さに謀畫を言ふ。帝因つて突騎五千に將たらしめ、往來游説し、囂の將高峻、任禹の屬より、下、羌豪に及ぶまで、爲に禍福を陳して、囂の支黨と離る。囂上疏して謝す。その言悖なり。有司、その子を誅せむを請ふ。帝忍びず、來歙をして汧陽に至り、囂に書を賜はしむ。囂、帝の其詐を審かにせしを知り、遂に使を遣し、臣を公孫述に稱す。述、囂を以て朔寧王と爲す。

建武八年の春、中郎將來歙、二千餘人に將とし、山を伐り、道を開き、番首回中より、徑に略陽(甘肅秦州秦安縣)を襲ひ、守將金梁を斬る。囂大に驚いて曰く、何ぞ其れ神

略陽の圍

なるや、と帝報を得て、甚だ喜び、又吳漢等諸將、争ひ馳せて之に赴くを聞き、其危からむを慮り、追うて之を還へす。囂果して王元をして隴抵を拒がしめ、行巡をして番須口を守らしめ、王孟をして雞頭の道を塞ぎ、牛邯をして瓦亭に軍せしめ、自ら大衆數萬人を悉くして略陽を圍む。公孫述、その將李育、田弇をして之を助けしめ、山を塹し、隄を築き、水を激し、城に灌がしむ。來歙將士と固死堅守す。囂、銳を盡して、之を攻め、累月下す能はず。夏、閏四月、帝自ら囂を征す。光祿勳郭憲、之を諫むれども聽かず。西、漆、陝、西、邠州、新平縣に至る。諸將多く、王師の重き、遠く阻險に入るべからざるを以て、計猶豫して未だ決せず。帝、馬援を召して之を問ふ。援因つて囂の將帥士崩の勢あり、兵の進むや、必破の狀あるを説き、又帝の前に於て米を聚めて山谷を爲り、形勢を指畫し、軍の従ふところを開示し、道徑往來、分晰昭然、曉すべし。帝曰く、虜、吾が目中に在りと。明旦、遂に軍を進めて、高平(甘肅平涼府固原州)第一に至る。竇融五郡の太守及び羌虜、小月氏等、步騎數萬、輜重五千餘兩を率ゐて、大軍と合し、遂に軍を進む。これより先、帝、來歙をして、囂の將王遵を招降せしむ。こゝに至つて、遵書を以て、牛邯に諭し、邯又來歸し、囂の大將十三人、屬縣十六、衆十餘萬皆降り、囂

妻子を將る西城(秦州西縣城)に走り楊廣に従ひ、田舎李育、上邽を保つ。略陽圍解く。帝來歙に勞賜し、進んで上邽に幸し、詔して豫に告げしむ。豫終に降らず、乃ち其子恂を誅し、吳漢岑彭をして西城を圍ましめ、耿弇蓋延をして上邽を圍ましめ、費融等を封じて、列侯となし、鎮するところに還らしむ。すてにして、潁川盜起る。帝、郭憲の言を思ひ、上邽より還り、自ら將として之を討平す。

陳豨、西城に在り、幾もなくして、楊廣死せしに由り、窮困益す甚し。岑彭、谷水を塞いで、西城に灌す。城未だ沒せざること、丈餘、會ま王元行、巡周宗、蜀兵五千餘に將として、高に乗じて、卒に至り、鼓噪大呼し、百萬の衆方に至らむとすといふ。漢軍大に驚き、未だ陳するに及ばず、元等圍を決し、殊死して戰ひ、遂に城に入り、豨を迎へて、冀(甘肅鞏昌府羌縣)に歸る。吳漢の軍、食盡く、乃ち輜重を燒き、兵を引いて隴を下り、諸將亦た相隨つて退く。校尉溫序、豨の兵の得るところとなり、自刎して死す。

陳豨の死

その翌年、陳豨病み且つ饑え、悲憤して死す。王元、周宗、豨の小子純を立て、王となし、兵を總べて、冀に據る。公孫述、その將趙匡、田舎をして、純を助けしむ。帝、馮異をして之を擊たしめ、來歙、馬援を遣し、諸將を護して、長安に屯せしむ。その八月、歙、異

陳純の降伏

等を率ゐて、陳純を天水に討つ。

はじめ、陳豨の將高峻、兵を擁して、高平第一に據り、耿弇等、之を圍むこと一歲にして、抜けず。十年八月、帝自ら將として、之を征し、進んで汧に至り、寇恂をして招降せしむ。恂、第一に至る。峻、軍師皇甫文をして、出て、謁せしむ。屈せず。恂之を斬り、その副をして歸つて告げしむ。峻、惶恐し、即日城門を開く。冬十月、來歙諸將と前門を攻破す。周宗行、陳純を將ゐて降る。王元遂に蜀に奔る。

岑彭蜀兵を敗る

これより先、公孫述、その將田戎、任滿、程汎をして、兵に將として、江關を下り、夷陵を抜かしめ、因つて荆門、虎牙に據り、江水を横つて、浮橋、關樓を起し、楨柱を立て、以て水邊を絶ち、營を結び、山に跨り、以て陸路を塞く。こゝに至つて、岑彭、津郷(荆州府江陵縣)に屯し、數ば之を攻むれども、克たず。帝、吳漢を遣し、劉隆及び臧宮を率ゐ、荆州の兵を發し、凡そ六萬餘人、騎五千匹、彭と荆川に會す。建武十一年、春、彭軍中に令し、浮橋を攻むる先登者を募る。こゝに於て、偏將軍魯奇、その募に應じて前む。時に東風狂急、魯奇の船、流に逆つて上り、直に浮橋を衝く、而して楨柱に反、杷鉤あり、奇

來歙の死

の船去るを得ず、奇等勢に乗じ、殊死して戦ひ、因つて炬を飛ばして、之を焚く、風怒り火盛にして、橋樓崩焼す、岑彭軍を悉し、風に順つて、並び進み、向ふところ敵なく、蜀兵大に亂れ、溺れ死するもの、數千人、任滿を斬り、程汎を生獲す、田戎走つて、江州を保つ、彭長驅して、江關に入り、軍中に令して、虜掠する無からしめ、百姓大に喜び、争つて門を開いて降る、詔して、彭をして、益州牧の事を行はしめ、下すところの郡、輒ち太守の事を行ふ、彭、江州に至る、其城固より糧多く、拔き難きを以て、馮駿を留めて之を守らしめ、自ら兵を引いて利に乗じ、直に墊江(四川重慶府合州)を指し、平曲を攻破し、その米數十萬石を收め、吳漢夷陵に留まり、露撓を裝うて繼いで進む、

二路の兵、漸く蜀に迫らむとす、王元の蜀に走るや、述、以て將軍と爲し、領軍環安と河池(秦州隴縣)に距がしむ、十一年、六月、來歙、蓋延等と進み攻め、大に之を破り、遂に勝に乗じて進む、蜀人大に懼れ、刺客をして來歙を刺さしむ、歙未だ殊せず、自ら表を書し、筆を投じ、刀を抽いて、絶ゆ、帝之を聞いて、大に驚き、書を省みて、涕を流し、將軍馬成を以て、之に代らしむ、

次いで、帝、自ら將として、蜀を征し、七月、長安に次す、河池、すてに敗れ、述、その將延

岑彭の死

岑呂、鮪、王元、公孫恢をして、兵を悉くして、廣漢(四川潼川府遂寧縣)及び資中(四川資州資陽縣)を拒がしめ、又侯丹をして、黃石(四川重慶府涪州東)を拒がしむ、岑彭、咸宮をして、涪水より平曲を上り、延岑を拒がしめ、自ら兵を分つて、江に浮んで、下り、江州に還り、侯丹を襲撃して、大に之を破り、因つて、晨夜道を倍し、兼行二千餘里、徑に武陽(四川眉州彭山縣)を抜き、精騎をして馳せて、廣都(成都府雙流縣)を擊たしめ、咸宮を去ること數十里、勢、風雨の如く、至るところ、皆奔散す、延岑、兵を沅水に盛にす、咸宮衆多く、食少く、轉輸至らず、會ま、帝、調者をして、兵に將として、岑彭に詣らしむ、馬七百匹あり、宮制を矯めて取り、以て自ら益し、晨夜兵を進め、多く旗幟を張り、山に登つて、鼓譟し、右歩左騎、船を挾んで進み、呼聲山谷を動かす、岑之を望んで、大に震恐す、宮、因つて、縱擊して、大に之を破り、岑、成都に走る、宮、勝に乗じて北ぐるを追ひ、軍、平陽郷に至る、王元衆を擧げて降る、

蜀人、さきに來歙を刺殺せしが、岑彭亦た厄を同らせり、彭の營せしところの地、彭亡、眉州彭山縣東北と名づく、之を惡んで、徒らむと欲す、日暮に會し、公孫述、刺客をして詐つて亡奴と爲つて、降らしめ、遂に彭を刺殺す、監軍鄭興、その營を領し、吳

漢の至るを俟つて之に授く、彭軍を持する整齊、秋毫無犯すなし、蜀人廟を立て之を祠る。

公孫述の死

建武十二年、吳漢舟師を以て江を渡つて上り、大に蜀兵を破り、遂に廣都を抜き、輕騎を遣して成都の市橋を焼かしめ、旋つて利に乗じ、劉尚と進んで成都に逼り、述の將謝豐、袁吉を斬る。これより、漢、述と廣都の成都間に戦ひ、八たび戦つて、八たび克ち、遂にその郭中に軍す。咸宮、緜竹を抜き、涪城を破り、述の弟恢を斬り、復た攻めて繁郫を抜き、吳漢と成都に會す。述、困急し、金帛を散じ、敢死の士五千餘人を募り、以て延岑に配し、吳漢の軍を撃破す。漢、水に墮ち、馬尾に縁つて出づるを得たり。時に漢軍七日の糧を餘し、陰かに船を具へて、遁れ去らむとす。蜀郡の太守張堪、之を聞き、馳せ往いて漢を見、述必ず敗るゝを言ひ、漢之に従ふ。冬十一月、咸宮、咸陽門に軍す。述自ら數萬人を將ゐて、漢を攻め、延岑をして、宮を扼せしめ、大に戦はしむ。岑三合三勝、旦より日中に至り、軍士食を得ず、並に疲る。漢、因つて譙軍、高午、唐邯をして、銳卒數萬を將ゐて、之を撃たしめ、述の兵大に亂る。高午、陳に奔り、述を刺し、胸を洞し、馬より墮つ。左右輿して、城に入り、兵を以て延岑に屬し、その夜死す。明旦、城

を以て、吳漢に降る。漢、述の妻子を夷し、公孫氏を滅し、并せて延岑を族す。蜀すてに平ぐ。帝使をして、之を循撫せしめ、その地の名士を擧ぐ、こゝに於て、西土咸な悦び、心を歸せざるなし。

盧芳の死

隗囂、公孫述、すてに剿滅し、唯だ盧芳を剩すのみ。これより先、匈奴、烏桓と兵を連ね、邊に寇す。將軍杜茂に詔して、之を撃てども克たず。こゝに至つて、芳、雲中を攻めて、久しく下らず。その將隨昱、九原に留守し、芳を脅して、降らむと欲す。芳、之を知り、十餘騎と亡げて匈奴に入り、その衆悉く昱に歸す。昱乃ち關に詣つて降る。詔して、昱を以て、五原の太守となす。時に建武十三年なり。芳、匈奴中に留まり、之を久うして死す。竇融以下、五郡の太守、一たび漢に歸せし後、その行、愈よ謹み、かつて入朝するや、引見賞賜、恩寵京師を傾動す、而して、融自ら舊臣に非ず、一旦入朝功臣の右に在るを以て、朝會進見する毎に、辭氣卑恭、すてに甚しく、帝愈よ之を親厚す。

これより先、王莽の亂後、豪傑王たるを得、その後、歸服せしもの少からず。朱祐奏して云ふ、古しへ人臣封を受くる、王爵を加へずと、こゝに於て皆降して公侯となす。時に宗室及び絶國侯に封するもの、凡そ百三十七人、之に次いで、吳漢、蜀より振

旅して還るや、大に將士を饗し、功臣邑を増し封を更むるもの、凡そ三百六十五人、外戚恩澤を以て封せられしもの四十五人、諸侯、數百の多きに上る。然れども、すべて前代の遺制に従ひ、天下一に郡縣を以て治を爲せり。

王莽、漢室を篡してより、こゝに至るまで、殆んど三十年、光武即位十三年を経て、支那本部は、漸く統一に歸し、漢室中興の實を擧ぐるを得たり。然れども、内治閉なきを以て、未だ塞外の經略に及ばず。

◎東洋通史第四卷目次◎

第二編 中古期—漢族繁榮時代 (其二)

(五) 後漢の世

- 第三五章 光武の諸政
- 第三六章 四夷の形勢と日本の交通
- 第三七章 明帝の治
- 第三八章 印度の文化と佛教の東漸
- 第三九章 東漢の極盛
- 第四〇章 班超父子の西域經略と羅馬の交通
- 第四一章 羌族の叛亂
- 第四二章 外戚宦官の衝突
- 第四三章 黨錮の禍
- 第四四章 桓靈二帝の失政
- 第四五章 漢末の大亂
- 第四六章 董卓の廢立
- 第四七章 曹操の專恣
- 第四八章 漢室の滅亡

(六) 三國の分立

- 第四九章 三國の形勢及びその強弱
- 第五〇章 諸葛亮の出師
- 第五一章 司馬氏の篡政
- 第五二章 三國の滅亡

(七) 兩晋の世

- 第五三章 八王の亂
- 第五四章 思想界の腐敗
- 第五五章 劉淵の興起と塞外諸種の侵入
- 第五六章 元帝の即位
- 第五七章 王敦蘇峻の亂
- 第五八章 桓溫の功業とその陰謀
- 第五九章 符堅の兼併
- 第六〇章 中原の大紛亂
- 第六一章 後魏の勃興
- 第六二章 劉裕の篡奪と東晋の滅亡

明治卅六年八月十八日印刷
 明治卅六年八月廿一日發行

隔月一回出版 全部二ノ年ニテ完成ス
 全部十二冊和本綴 總紙數三千六百頁
 定價一冊金五拾錢 六冊前金貳圓七拾錢
 全部十二冊前金五圓 郵稅一冊八錢

著作
 所有

著者 久保得二

發行者 大橋新太郎

印刷者 石川金太郎

印刷所 東京市京橋區西紺屋町二十六七番地
 株式會社 秀英 舍

發兌元 東京市日本橋區本町三丁目 博文館



博文館發兌 歷史及傳記書類目錄

歷史書類

▲日本歷史▼

◎通史

- 大日本通史 東京帝國大學教授文學博士秋野山之君編 (全三冊) 中下卷近刊 上卷 脊皮上綴 正價壹圓五拾錢 大列一〇〇〇頁 小包送四百頁
- 帝國史 法學博士有賀長雄君著 全一冊 脊皮上綴 正價壹圓五拾錢 大列一〇三〇頁 小包送四百頁
- 新撰日本外史 落合直文君 池邊海泉君共著 龜伯數名密摺挿入 全一冊 脊皮上綴 正價壹圓貳拾錢 大列一〇二頁 小包送四百頁
- 新撰日本外史 文學博士秋野山之君著 沿革地圖挿入 (文部省檢定済) 全一冊 脊皮上綴 正價各五拾五錢 大列一〇二頁 郵稅各八錢
- 中等日本歷史 文學博士木寺柳次郎君著 全一冊 洋裝並綴 正價各五拾五錢 大列三七六頁 郵稅各八錢
- 日本歷史 文學士木寺柳次郎君著 全一冊 洋裝並綴 正價各五拾五錢 大列三七六頁 郵稅各八錢

◎時代史

- 新撰大日本帝國史 松井柏軒君著 文學博士栗田寛君校閱 增田子信君著 四洋木版密摺挿入 全一冊 洋裝並綴 正價四拾貳錢 大列五六四頁 郵稅拾五錢
- 新撰日本小歷史 足立栗園君著 全一冊 洋裝並綴 正價拾五錢 大列二一七頁 郵稅六錢
- 通俗日本歷史 林道春先生 林春齊先生共著 (本箱入) 木版上等和紙刷 全一冊 洋裝並綴 正價拾五錢 大列三四頁 郵稅八錢
- 日本朝通鑑 學橋大綱君著 木版和紙刷 全八十四冊和綴 正價拾五錢 大列四五六二枚 運送料五拾錢
- 日本政記 明治新刻 全十冊和本上綴 正價壹圓六拾錢 中列八五〇枚 小包送四百頁
- 通俗明治歷史 坪谷善四郎君著 全一冊 洋裝並綴 正價貳拾五錢 大列三五〇頁 郵稅八錢
- 通俗德川十五代史 岸上操君編 全一冊 洋裝並綴 正價貳拾五錢 大列三三四頁 郵稅八錢

故東京帝國大學講師內藤聖君著
●德川十五代史 全十二冊洋布並綴 正價一冊廿五錢

大目
●第一編 家康公、秀忠公
●第二編 家光公、家綱公
●第三編 家光公、家綱公
●第四編 家光公、家綱公
●第五編 家光公、家綱公
●第六編 家光公、家綱公
●第七編 家康公、家綱公
●第八編 家康公、家綱公
●第九編 家康公、家綱公
●第十編 家康公、家綱公
●第十一編 家康公、家綱公
●第十二編 家康公、家綱公

南梁小宮山綴介君著
●德川太平記 全二冊洋布並綴 正價各七拾五錢

福地源一郎君著
●長崎三百年間 全一冊洋布並綴 正價四拾五錢

中山利貞君著
●南木志 全五冊和紙木版 正價七拾五錢

文學士笹川臨風君著
●奈良朝 全一冊紙皮上綴 正價六拾五錢

文學士笹川臨風君著
●元祿時勢粧 全一冊紙皮上綴 正價六拾五錢

川崎紫山君著
●西南戰史 全一冊洋布並綴 正價八拾五錢

陸軍大將野津道貫君著
●平壤包圍攻撃 全一冊洋布並綴 正價七拾五錢

海軍大將伊東祐亨君著
●黃海大海戰 全一冊洋布並綴 正價九拾五錢

紫山川崎三郎君著
●日清戰史 全七冊洋布並綴 正價一冊八拾錢

東洋歷史

文學士久保天隨君著
●東洋通史 全七冊和紙木版 正價一冊五拾錢

文學士木寺柳次郎君著
●東洋歷史 全一冊洋布並綴 正價八拾錢

文學士幸田成友君著
●東洋歷史 全一冊洋布並綴 正價八拾錢

文學士三島中洲君著
●東洋通史 全七冊和紙木版 正價一冊五拾錢

大槻東陽君著
●春秋左氏傳校本 全十五冊和紙木版 正價一冊二拾錢

安藤安格先生校訂
●史記讀本 全六冊和紙木版 正價一冊八拾錢

近藤瀧城先生註
●十八史略評註 全七冊和紙木版 正價一冊八拾錢

增田實君校閱
●支那史 全七冊和紙木版 正價一冊八拾錢

石川瀧齋對點註
●五代史 全八冊和紙木版 正價一冊四拾錢

矢土錦山先生編纂
●廿二史言行略 全六冊和紙木版 正價一冊四拾錢

城井梅庵君撰述
●史記列傳講義 全三冊洋布並綴 正價各八拾錢

太田洋軒君撰述
●十八史略講義 全二冊洋布並綴 正價各八拾錢

林省三君編輯
●十八史略字類大全 全四冊和紙銅刻 正價五拾錢

柴田方祭君校閱
●十八史略字引大全 全二冊和紙銅刻 正價六拾錢

平井魯堂君撰述
●戰國策講義 全二冊洋布並綴 正價各八拾錢

法學士立作太郎君著
●最近之支那 全一冊洋布並綴 正價六拾錢

國友重章君著
●朝鮮開化史 全一冊洋布並綴 正價四拾錢

西洋歷史

文學士木寺柳次郎君著
●西洋歷史 全一冊洋布並綴 正價七拾錢

(四)

文學士吉國藤吉君著
●西洋歷史 全一冊洋布並綴 正價一冊五拾錢

河上清君著
●通俗獨逸歷史 全一冊洋布並綴 正價八拾錢

文學士白石汎君編纂
●獨逸史 全一冊洋布並綴 正價八拾錢

文學士阪本健一君著
●伊太利亞史 全一冊洋布並綴 正價八拾錢

英國マッカーシー著
●英國今代史 全一冊洋布並綴 正價八拾錢

法學博士高田早苗君校閱
●露西亞史 全一冊洋布並綴 正價八拾錢

佛國ボリコー氏著
●露西亞帝國 全一冊洋布並綴 正價八拾錢

米國ツァツトソン氏著
●歐洲十九世紀史 全一冊洋布並綴 正價八拾錢

濠江保君著
●希臘波斯戰史 全一冊洋布並綴 正價八拾錢

濠江保君著
●希臘波斯戰史 全一冊洋布並綴 正價八拾錢

濠江保君著
●希臘波斯戰史 全一冊洋布並綴 正價八拾錢

濠江保君著
● 歷山大王一統戰史 全一冊洋並綴 中列 三二六頁 郵稅價六拾

岸上操君譯述
● 羅馬戰史 全一冊洋並綴 中列 三二六頁 郵稅價六拾

濠江保君著
● 七年戰史 全一冊洋並綴 中列 三四八頁 郵稅價六拾

濠江保君著
● 印度蠶食戰史 全一冊洋並綴 中列 三五二頁 郵稅價六拾

濠江保君著
● 波蘭衰亡戰史 全一冊洋並綴 中列 三三六頁 郵稅價六拾

越山平三郎君譯述
● 英米海戰史 全一冊洋並綴 中列 三〇〇頁 郵稅價六拾

越山平三郎君著
● ナイル海戰史 全一冊洋並綴 中列 二九六頁 郵稅價六拾

柏軒 松非廣吉君著
● 伊太利獨立戰史 全一冊洋並綴 中列 三三〇頁 郵稅價六拾

濠江保君著
● 普澳戰史 全一冊洋並綴 中列 三二二頁 郵稅價六拾

柳井錄太郎君著
● 希臘獨立戰史 全一冊洋並綴 中列 二九八頁 郵稅價六拾

▲ 世界歷史 ▼

文學士(史學專攻)阪本健一君著
● 世界史上卷 全二冊 洋裝脊皮上綴 大列 二〇八〇頁 正價壹圓六拾錢 小包送四百頁

長谷川天溪君著
● 通俗世界歷史 全一冊洋並綴 大列 三四四頁 正價八拾五錢

早稻田大學講師松平康國君著
● 世界近世史 全一冊洋布上綴 大列 四二〇頁 正價壹圓廿五錢

文學士幸田成友君譯述
● 十九世紀史 全一冊洋並綴 大列 四一〇頁 正價壹圓拾貳錢

高專專門歷史及歷史參考書

文學士阪本健一君著 密插挿入
● 日本風俗史 全一冊洋並綴 大列 三四二頁 正價八拾五錢

文學士白河次郎君、國府種德君共著
● 支那文明史 全一冊洋並綴 大列 三二六頁 正價壹圓拾五錢

文學博士高山林次郎君著
● 世界文明史 全一冊洋並綴 大列 三七六頁 正價壹圓拾五錢

文學博士暨江漢丸君著
● 西洋哲學史 全一冊洋並綴 大列 三三二頁 正價壹圓拾五錢

文學士中内義一君著
● 支那哲學史 全一冊洋並綴 大列 三二〇頁 正價壹圓拾五錢

文科大学卒業木村憲太郎君著
● 東洋倫理學史 全一冊洋並綴 大列 一〇二四頁 正價貳圓八拾錢 小包送四百頁

文科大学卒業木村憲太郎君著
● 西洋倫理學史 全一冊洋並綴 大列 三五八頁 正價壹圓拾五錢

網島榮一郎君著
● 西洋倫理學史 全一冊洋布上綴 大列 五六四頁 正價壹圓拾四錢

文學博士崎正治君著
● 上世印度宗教史 全一冊洋布上綴 大列 三〇四頁 正價八拾錢

文學士加藤玄智君著
● 世界宗教史 全一冊洋並綴 大列 三一六頁 正價壹圓拾五錢

文學士中野禮四郎君著
● 東洋教育史 全一冊洋並綴 大列 三一〇頁 正價壹圓拾五錢

文學士中野禮四郎君著
● 西洋教育史 全一冊洋並綴 大列 三一〇頁 正價壹圓拾五錢

早稻田大學講師松平康國君著
● 英國憲法史 全一冊洋布上綴 大列 五〇〇頁 正價壹圓拾五錢

法學博士高田早苗君譯述
● 英國國會史 全一冊洋布上綴 大列 七四〇頁 正價壹圓拾四錢

法學士森山守次君著
● 政治史 全一冊洋並綴 大列 三二二頁 正價壹圓拾五錢

文學士三浦菊太郎君著
● 日本法制史 全一冊洋並綴 大列 三三六頁 正價壹圓拾五錢

法學博士有賀長雄君著
● 近時外交史 全一冊洋布上綴 大列 七〇八頁 正價壹圓拾六錢

酒井雄三郎君譯述
● 近世歐洲外交史 全一冊洋布上綴 大列 七三二頁 正價壹圓拾貳錢

英國ガアリニ、エーシヨウ君著 著信夫澤平君譯
● 歐洲貨幣史 全一冊洋布上綴 大列 四八四頁 正價壹圓拾四錢

大和田建樹君著
● 日本大文學史 全五冊洋並綴 大列 一四七〇頁 正價一冊四拾錢

大和田建樹君著
● 和文學史 全一冊洋並綴 中列 六五〇頁 正價八拾五錢

大和田建樹君著
● 和文學史 全一冊洋並綴 中列 六五〇頁 正價八拾五錢

池邊磯泉君 増田于信君共著
中等 日本文學史 全一册洋布並級 郵正價 貳拾五錢
 文學士 征川臨風君著
支那文學史 全一册洋布並級 郵正價 貳拾五錢
 國府屋東君 文學士 白河次郎君共著
支那學術史綱 全一册洋布並級 郵正價 四拾五錢
 文學士 坪内雄藏君著
英文學史 全一册洋布並級 郵正價 四拾五錢
 同分本 全三册洋布並級 郵正價 一册六拾錢
 農商務省御藏版
大日本農史 全二册洋布並級 郵正價 貳百五拾錢
 公府近衛篤磨公御藏版 六條隆吉君 近藤千吉君共著
世界商業史 全一册洋布並級 郵正價 八拾錢
 法學士 桐生政治君著
世界商工業史 全一册洋布並級 郵正價 貳拾五錢
 狩野永納君著
本朝畫史 全六册和紙本級 郵正價 七拾五錢
 角田竹治君校閱 星野夢人君 牧野野東君合著
俳諧年表 全一册和紙本級 郵正價 八拾錢

文學博士 萩野山之君編述
日本歷史評林 全一册洋布並級 郵正價 貳百八拾錢
 文學博士 萩野山之君編述
日本歷史要解 全一册洋布並級 郵正價 六拾錢
 宮田修君著
新日本歷史問答 全一册紙皮上級 郵正價 四拾錢
 松原岩五郎君著
新東洋歷史問答 全一册紙皮上級 郵正價 四拾錢
 長谷川誠也君著
新西洋歷史問答 全一册紙皮上級 郵正價 四拾錢
 法學博士 阪谷芳郎君著
青淵先生六十年史 全二册洋布並級 郵正價 貳百九拾錢
 高橋光威君著
炭鑛王 全一册洋布並級 郵正價 六拾錢

傳記書類

日本人

大橋乙羽君著
藤侯實歷 全一册洋布並級 郵正價 貳拾錢
 柴瀨坂崎君著
陸奥宗光 全一册洋布並級 郵正價 貳拾五錢
 幸徳傳次郎君著 竹俣嘉實版入
兆民先生 全一册洋布並級 郵正價 四拾錢
 伯爵大隈重信君講演 木版竹俣版入
菅公談 全一册洋布並級 郵正價 六拾錢
 松井柏軒君著
上杉謙信 全一册紙皮上級 郵正價 四拾錢
 依田學海君著 寺崎廣業君書
三條實美 全一册洋布並級 郵正價 四拾錢
 勢多章之君著 中村不折君書
近衛忠熙 全一册洋布並級 郵正價 四拾錢
 春山鶴峯君著 中澤弘光君書
島津齊彬 全一册洋布並級 郵正價 四拾錢
 草野正流君著 中川濠舟君書
德川吉宗 全一册洋布並級 郵正價 四拾錢
 野口勝一君著 横山大觀君書
水戸烈 全一册洋布並級 郵正價 四拾錢
 中柳秋香君著 富岡永流君書
白河樂翁 全一册洋布並級 郵正價 四拾錢

法學士 森山吐紅君著 鈴木華郎君書
松平伊豆 全一册洋布並級 郵正價 四拾錢
 巖谷小波君著 小島沖舟君書
井伊掃部頭 全一册洋布並級 郵正價 四拾錢
 中村二葉君著 小林永興君書
水野越州 全一册洋布並級 郵正價 四拾錢
 熊田恭城君著 遠藤耕溪君書
阿部伊勢守 全一册洋布並級 郵正價 四拾錢
 勢多章之君著 山中古洞君書
小栗上野介 全一册洋布並級 郵正價 四拾錢
 藤原進輔君著 宮川春汀君書
佐久間象山 全一册洋布並級 郵正價 四拾錢
 大和田越樹君著 中村不折君書
藤田東湖 全一册洋布並級 郵正價 四拾錢
 川崎紫山君著 水野年方君書
西郷隆盛 全一册洋布並級 郵正價 四拾錢
 大野西竹君著 中村不折君書
横井小楠 全一册洋布並級 郵正價 四拾錢
 法學士 桐生悠々君著 中川濠舟君書
橋本左内 全一册洋布並級 郵正價 四拾錢
 坂崎紫瀨君著 水野年方君書
坂本龍馬 全一册洋布並級 郵正價 四拾錢

文學士 笹川陽風君著

遊俠傳

戸川花君著 小冊 二八八頁 郵費 四拾錢

著名文學政治家大家合著 全一冊 洋布上綴 正價 四拾錢

近世 世界十偉人 全一冊 紙皮上綴 郵稅 五拾錢

著名文學政治家大家合著 東西二十四傑 全一冊 紙皮上綴 郵稅 六拾錢

落合直文、池邊義象兩君著 花の白雲 全一冊 洋布上綴 郵稅 四拾錢

目次 日本武尊の事蹟 神功皇后の事蹟 和氣清盛の事蹟 曾我兄弟の復讐 義長親王の事蹟 菅原道真の事蹟

落合直文、池邊義象兩君著 卯花月夜 全一冊 洋布上綴 郵稅 四拾錢

目次 源義家、源義隆の事蹟 平重盛の事蹟 後醍醐天皇の事蹟 佐々木高綱の事蹟 足利義満の事蹟 豊臣秀吉の事蹟 徳川家康の事蹟

落合直文、池邊義象兩君著 紅葉の錦 全一冊 洋布上綴 郵稅 四拾錢

目次 阿平新九郎の事蹟 藤原師賢の事蹟 兒島高德の事蹟 藤原義隆の事蹟 加藤清正の事蹟

落合直文、池邊義象兩君著 枯野の雪 全一冊 洋布上綴 郵稅 四拾錢

目次 北島親房の事蹟 赤穂義士の事蹟 高山彦九郎の事蹟

▲人物評論及逸話

大陽評論記者 鳥谷部春行君著 明治人物評論 全一冊 紙皮上綴 郵稅 六拾錢

同 續明治人物評論 全一冊 紙皮上綴 郵稅 六拾錢

同 明治人物小觀 全一冊 紙皮上綴 郵稅 八拾錢

勢多堂之君編 明治名人評論 全一冊 紙皮上綴 郵稅 四拾五錢

伊藤侯、井上伯、山縣侯直話 元 全一冊 洋布上綴 郵稅 六拾錢

鈴木光次郎君編 明治豪傑譚 全一冊 紙皮上綴 郵稅 六拾錢

無何有道人編 明治名士の平生 全一冊 紙皮上綴 郵稅 四拾五錢

中央新聞社編 名士の嗜好 全一冊 紙皮上綴 郵稅 四拾錢

大橋乙羽君著 名流談海 全一冊 洋布上綴 郵稅 四拾錢

坪谷等四郎君編 名流五十家訪問録 全一冊 紙皮上綴 郵稅 四拾錢

